

かすみがうら市
障害者計画・障害福祉計画
(第3期)

素案

平成23年12月

かすみがうら市社会福祉課

目 次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の性格と位置づけ	3
3 計画の期間	4
4 計画の策定	5
5 計画の推進	6
第2章 障害者を取りまく現状	7
1 障害者の現状	8
2 教育・育成	13
3 雇用・就労	14
4 福祉サービス等利用現状	15
5 アンケート結果による現状	19
第3章 計画の理念・基本目標	41
1 計画の理念	42
2 計画の基本目標	43
3 施策の体系（一覧）	44
第4章 施策の展開	48
基本目標1 保健・医療の充実	49
基本目標2 教育・育成の充実	55
基本目標3 自立生活の支援	59
基本目標4 雇用・就労の促進	71
基本目標5 社会参加の促進	75
基本目標6 住みよいまちづくり	79
前期計画の重点施策について	86
第5章 障害福祉計画	89
1 整備目標の設定	90

2	障害福祉サービスの見込み	94
3	地域生活支援事業の見込み	99

第1章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

障害者施策の推進

全国の障害のある人の数は約 744 万人で、そのうち施設入所者・病院入院者は合計約 55 万人です。(平成 23 年版「障害者白書」)

国においては、こうした障害のある人の「自立及び社会参加の支援等」を目的として、障害者基本法に基づき、障害者基本計画(計画期間:平成 15 年度～24 年度)等により計画的総合的に障害者施策が展開されています。特に、地域における就労や自立生活を支援するサービス等の充実を図るため、平成 18 年度に障害者自立支援法が施行されました。

市町村においても、障害者計画(障害者プラン)や障害福祉計画の策定が義務づけられたこともあり、こうした計画により、計画的に障害者施策が実施されているところです。

障害者制度改革

障害者をめぐる国際的な動向として、平成 18 年 12 月の国連総会で、障害のある人の基本的人権の促進及び保護、固有の尊厳の尊重を目的とした「国連障害者権利条約」が採択され、日本においても批准(国会での議決)が求められています。

平成 21 年 12 月、内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置され、障害者自立支援法を廃止し、新たに「障害者総合福祉法」の制定、「障害者差別禁止法」の制定等、障害者権利条約の締結に必要な国内法や制度の整備を図るなど、大幅な障害者制度改革の検討が進められています。

かすみがうら市の障害者計画・障害福祉計画

当市においては、平成 18 年度に、障害者基本法及び障害者自立支援法に基づき、かすみがうら市障害者計画及び第 1 期障害福祉計画を一体的に策定し、平成 20 年度にはかすみがうら市第 2 期障害福祉計画を策定しました。

障害者制度改革の動向を踏まえて、平成 23 年度には、かすみがうら市障害者計画については前期計画の見直しを行うとともに、障害福祉計画については第 3 期計画の策定が必要となっていました。

2 計画の性格と位置づけ

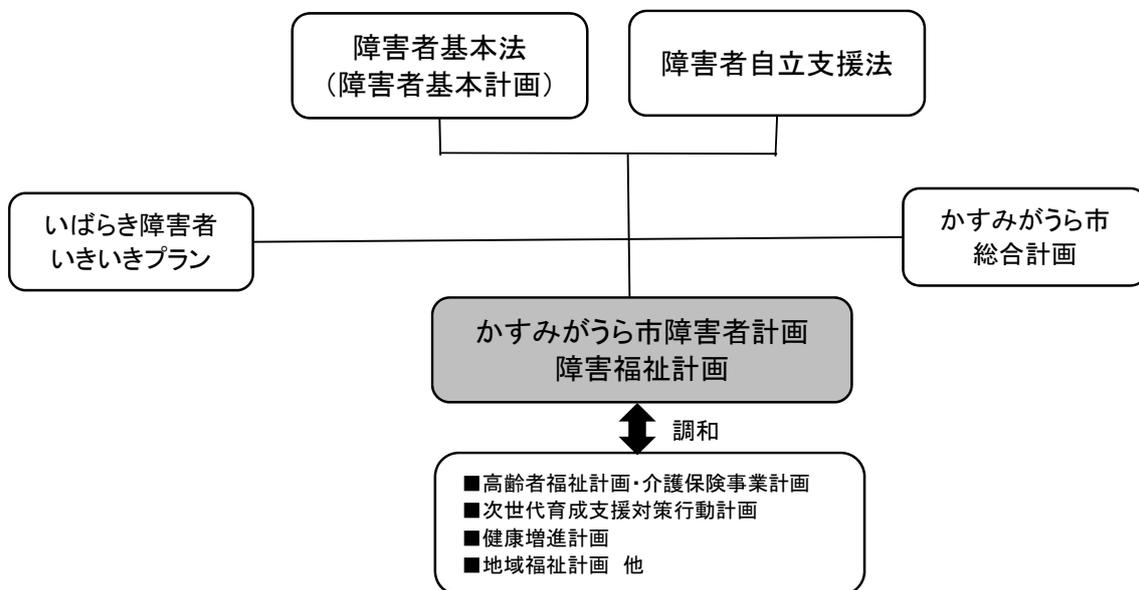
計画の根拠・性格

本計画は、障害者基本法第9条に基づく「市町村障害者計画」及び障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」で、両計画を一体的に策定したものです。

障害者計画は、障害のある人の生活、教育・育成、雇用・就労、住みよいまちづくり・生活環境など総合的全般的な性格を持っています。一方、障害福祉計画は障害者計画のうち、主に福祉サービスの提供に関わる実施計画としての性格を持っています。

計画の位置づけ

本計画は、かすみがうら市総合計画を上位計画とし、地域福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、次世代育成支援対策行動計画、健康増進計画など関連計画と調和を図って策定しました。

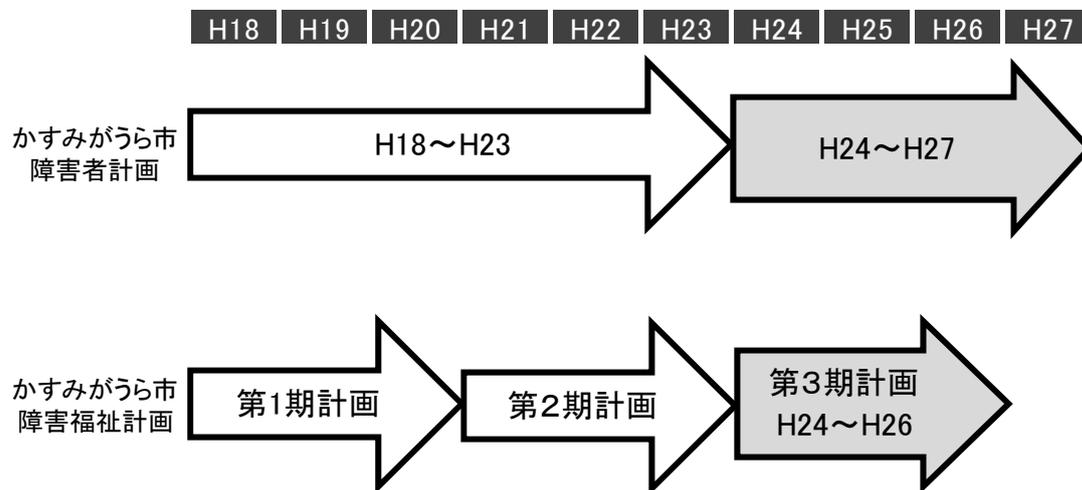


3 計画の期間

かすみがうら市障害者計画の計画期間は、平成18年度から平成27年度までの10年間とされており、今回の計画期間は、平成24年度から平成27年度までとしています。

また、障害者計画と一体的に定めている障害福祉計画は、第3期計画となっており、計画期間は、平成24年度から平成26年度までとしています。

なお、障害福祉計画については、障害者総合福祉法（仮称）の制定の動向によっては、計画期間中に見直すことになる可能性があります。



4 計画の策定

計画の策定体制

計画は、学識経験者・専門家及び障害者団体・関連機関代表等によって構成された「かすみがうら市障害者計画・障害福祉計画策定委員会」を設置して、審議を行っています。

アンケート調査

障害者手帳所持者全員を対象として、当事者・市民等の意見を計画に反映させていただくため、アンケート調査を実施しました。調査結果は、計画策定の基礎資料として活用を図りました。

■調査実施時期 平成23年8月17日～9月16日

■調査の方法 郵送配布・回収方式

■回収率

区分	配布数	回収数 (回収率)	有効回収 (有効回収率)
手帳所持者	1,481件	679件 (45.8%)	670件 (45.2%)

配布内訳（身体：1,160、知的：224、精神：97）

パブリックコメント

広く市民から障害者福祉に関する意見やニーズを把握し、計画に反映させていただくため、パブリックコメントを実施します。

■実施時期 平成24年1月

■実施方法 市のホームページ等で計画素案を公表し、郵送・メール・FAX等で意見を募集します。

5 計画の推進

計画の推進

計画に位置づけられている施策は、事業担当部署が推進するとともに、関連機関・諸団体等の協力・連携により推進します。

計画の進捗状況の管理等

かすみがうら市障害者計画は、計画見直し年度等節目の時点で、主に市民アンケート結果等により、施策の成果を検討します。

また、かすみがうら市第3期障害福祉計画については、数値目標が設定されているため、見直し年度において、これを評価指標として進捗状況を検討します。

第2章

障害者を取りまく現状

1 障害者の現状

(1) 障害者数の全体状況

全国の障害者数

全国の障害のある人の数（推計）は、身体障害児・者が約 366 万人で総人口比 2.9%、知的障害児・者が約 55 万人で総人口比 0.4%、精神障害者が約 323 万人で総人口比 2.5%です。

施設入所者・病院入院者は合計約 55 万人です。

■全国の障害者数

単位：万人

区分	総数	18歳未満	18歳以上	総人口比
身体障害者	366.3	9.8	356.4	2.9%
知的障害者	54.7	12.5	41	0.4%
精神障害者	323.3	-	-	2.5%

注：平成23年版障害者白書、人口は平成23年4月確定値（総務省）による

茨城県の障害者数

茨城県では、身体障害者（手帳所持者）数は約 8 万 8,000 人で総人口比 3.0%、知的障害者（療育手帳所持者）数は約 1 万 8,000 人で総人口比 0.6%、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）は約 1 万人で総人口比 0.4%です。（精神医療受診者は約 32,000 人です）。

■茨城県の障害者数

単位：人

区分	総数	18歳未満	18歳以上	総人口比
身体障害者	88,485	1,975	86,510	3.0%
知的障害者	18,044	4,527	13,517	0.6%
精神障害者	手帳所持者	10,409	-	0.4%
	精神医療受診者	32,012	-	1.1%

注1：茨城県障害福祉課、人口は平成23年4月1日現在常住人口

注2：精神医療受診者は入院患者と通院患者の合計

かすみがうら市の障害者数

かすみがうら市では、身体障害者（手帳所持者）数は、18歳未満が31人、18歳以上が1,640人で合計1,671人です。総人口比は3.8%で全国・県よりもやや多いです。

知的障害者（療育手帳所持者）数は、18歳未満が67人、18歳以上が206人で合計273人、総人口比は0.6%です。

精神障害者数は、精神障害者保健福祉手帳所持者が124人で総人口比0.3%です。このほか手帳所持者と一部重複しますが、精神医療受給者数が393人です。

■かすみがうら市の障害者数

単位：人

区分		総数	18歳未満	18歳以上	総人口比
身体障害者		1,671	31	1,640	3.8%
知的障害者		273	67	206	0.6%
精神障害者	手帳所持者	124	-	-	0.3%
	精神通院受診者	393	-	-	0.9%

注：社会福祉課、人口は平成23年4月1日現在の住民基本台帳人口

【障害児】

当市の18歳未満の障害児数（身体障害児と知的障害児の合計のため、重複あり）は98人で、近年ではやや増加傾向です。

■かすみがうら市の障害児数

単位：人、%

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	対18年度増減率
18歳未満(身体+療育)	81	84	80	78	83	98	21.0%

【難病患者】

当市の難病患者福祉手当受給者数は147人で、近年では増加傾向にあります。

■かすみがうら市の難病患者数

単位：人、%

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	対18年度増減率
難病患者福祉手当受給	126	141	132	140	144	147	16.7%

注：各前年度

(2) 身体障害者の状況

当市の身体障害者数は、平成23年度1,671人です。平成18年度から13.4%増加しており、18歳以上、18歳未満ともに増加傾向にあります。

等級別では、1級・2級の重度者の割合が54.0%を占めています。また、1級の増加率は19.4%です。

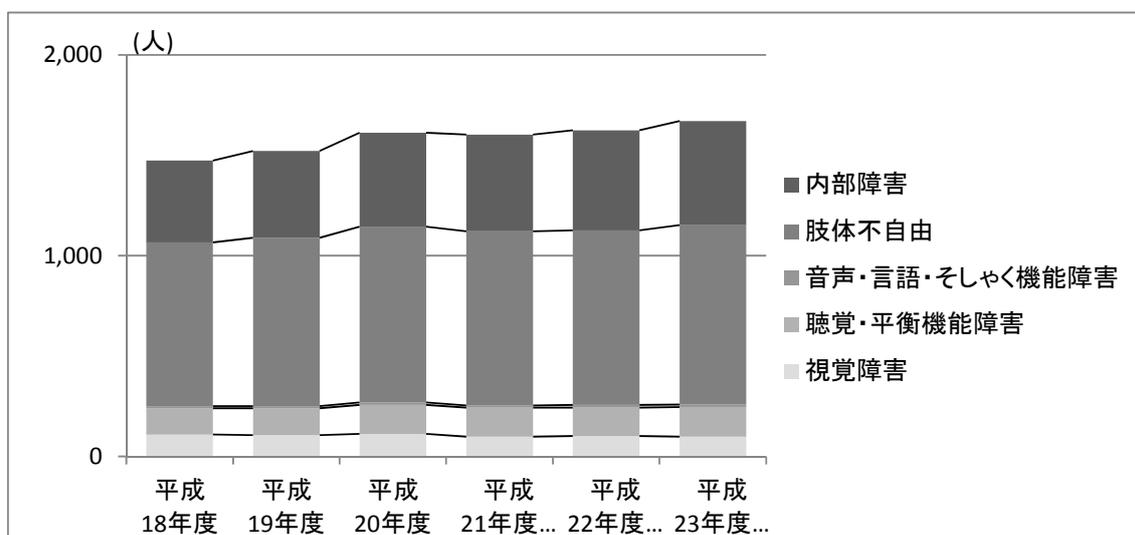
障害の種類別では、肢体不自由の割合が53.5%で最も多く、次に内部障害が31.1%です。増加率では内部障害が27.2%で最も多いです。

■身体障害者数の推移

単位：人、%

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		対18年度増減率	
						実数	構成比		
合計	1,473	1,521	1,612	1,602	1,624	1,671	100.0%	13.4%	
年齢別	18歳以上	1,452	1,498	1,587	1,576	1,595	1,640	98.1%	12.9%
	18歳未満	21	23	25	26	29	31	1.9%	47.6%
等級別	1級	516	545	580	596	606	616	36.9%	19.4%
	2級	260	262	283	278	274	285	17.1%	9.6%
	3級	228	236	246	229	239	254	15.2%	11.4%
	4級	270	282	304	312	318	332	19.9%	23.0%
	5級	118	114	113	102	101	97	5.8%	-17.8%
	6級	81	82	86	85	86	87	5.2%	7.4%
種類別	視覚障害	108	106	112	98	101	98	5.9%	-9.3%
	聴覚・平衡機能障害	132	134	145	144	142	147	8.8%	11.4%
	音声・言語・そしゃく機能障害	11	11	11	11	14	13	0.8%	18.2%
	肢体不自由	814	838	876	868	869	894	53.5%	9.8%
	内部障害	408	432	468	481	498	519	31.1%	27.2%

注：各年度4月1日現在



(3) 知的障害者の状況

当市の知的障害者数は平成23年度273人です。平成18年度から17.7%増加しており、全体として増加傾向にあります。

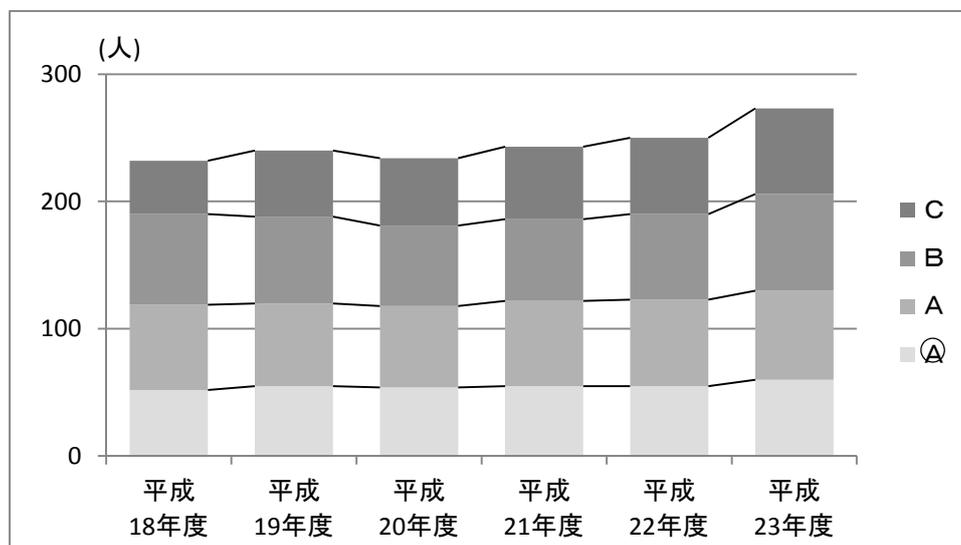
等級別にみると、AとAの重度者の合計は45.6%です。平成18年度からCの増加率が多く59.5%、Aが15.4%です。

■知的障害者数の推移

単位：人、%

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		対18年度増減率	
						実数	構成比		
合計	232	240	234	243	250	273	100.0%	17.7%	
年齢別	18歳以上	172	179	179	191	196	206	75.5%	19.8%
	18歳未満	60	61	55	52	54	67	24.5%	11.7%
等級別	Ⓐ	52	55	54	55	55	60	22.0%	15.4%
	A	67	65	64	67	68	70	25.6%	4.5%
	B	71	68	63	64	67	76	27.8%	7.0%
	C	42	52	53	57	60	67	24.5%	59.5%

注：各年度4月1日現在



(4) 精神障害者の状況

当市の精神障害者数は、平成23年度124人です。平成18年度から113.8%増加しており、全体として増加傾向にあります。

等級別では2級が最も多く、53.2%を占めています。平成18年度から重度の1級が13.57%、2級が112.9%、3級が92.3%の増加率です。

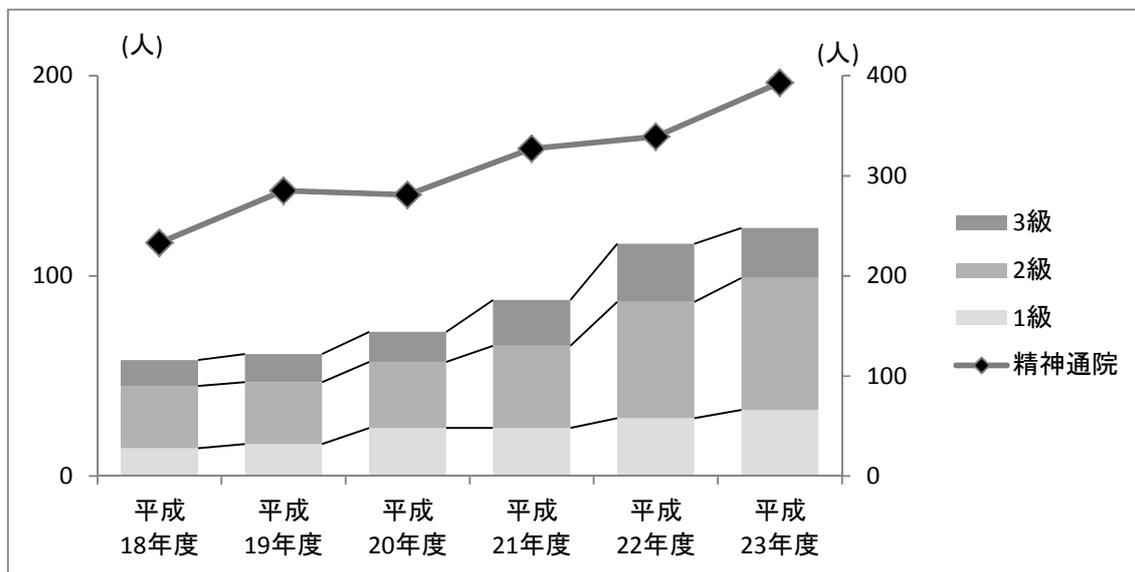
このほか、自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成23年度で393人となっており、近年では300人台で推移し全体的に増加傾向にあります。

■精神障害者数の推移

単位：人、%

区分		平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		対18年度増減率
		実数	構成比						
保健福祉障害者	合計	58	61	72	88	116	124	100.0%	113.8%
	1級	14	16	24	24	29	33	26.6%	135.7%
	2級	31	31	33	41	58	66	53.2%	112.9%
	3級	13	14	15	23	29	25	20.2%	92.3%
自立支援医療(精神通院)		233	285	281	327	339	393	-	68.7%

注：各年度4月1日現在



2 教育・育成

教育・育成の状況

障害者自立支援法に関わるサービスとしては、障害のある児童の日常的な生活支援を行うため、特に児童デイサービス等のサービスを実施するとともに、日中一時支援事業等の地域生活支援事業を市において実施するなど生活支援を図っています。

このほか、早期発見・早期療育の方針のもとで、乳幼児健診や発達相談等を含めた療育体制の整備を図り、発達障害児・者等に対する早期対策を推進しています。

②かすみがうら市の障害のある児童の教育

市内の特別支援学級に在籍する児童・生徒数は、小学校で 65 人、全校児童数に対する割合は 2.6%です。中学校では 21 人、割合は 1.6%です。近年では増加しています。

■市内の特別支援学級在籍児童・生徒数

単位：人、%

区分	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	全校 児童数	割合
小学校	47	63	65	2,476	2.6
中学校	19	15	21	1,342	1.6

注：「茨城県教育委員会・学校一覧」各年5月1日現在

近隣の特別支援学校では、土浦養護学校などに計 36 人在籍しています。

■近隣の特別支援学校在籍の児童・生徒数

単位：人

学校名	小学部	中学部	高等部	計
土浦養護学校	6	4	12	22
つくば養護学校	4	1	0	5
霞ヶ浦聾学校	0	9		9
計	10	14	12	36

注：平成23年3月末現在

3 雇用・就労

①雇用・就労支援の現状

就労支援対策は、ハローワーク（土浦管内）や茨城県の雇用施策と連携を図り、広域的に対策に努めてきました。

また、地域において障害のある方で就労意欲のある人の就労を支援・促進するため、就労移行支援事業や就労継続支援事業（A型・B型）等の訓練等給付の事業推進を図っています。

②雇用状況

ハローワーク・土浦管内での障害者就職者数は11%増加していますが、障害者雇用率達成企業の割合は厳しい状況にあります。かすみがうら市では法定雇用率を達成しています。

■ハローワーク(土浦管内)の雇用状況

区分	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	増減
企業数	企業	159	164	166	1.22
法定雇用率対象労働者数	人	40,703	43,030	45,693	6.19
障害者数	人	593	602	632	4.98
雇用率	%	1.46	1.4	1.38	▲0.02ポイント
雇用率達成企業数	企業	70	66	59	▲10.60
達成企業の割合	%	44.0	40.2	35.5	▲4.70ポイント

注：各年度6月1日現在、ハローワーク「障害者雇用状況調査」、増減は対21年度

■職業紹介状況

区分	単位	平成20年度	平成21年度	平成22年度	増減
新規求職申込件数	件	354	507	457	▲9.86
就職者数	人	145	167	186	11.37
有効求職者数	人	3,805	4,303	4,522	5.09

注：各年度末現在の数、増減は対21年度

■かすみがうら市の雇用率

単位：人、%

任命権者	算定基礎 職員数	障害者計	雇用率
かすみがうら市長	348.5	8	2.30
同 教育委員会	55	1	1.82

注：平成23年6月1日現在

4 福祉サービス等利用現状

(1) 障害福祉サービス

障害福祉サービスについて、第2期計画で設定した目標値に対する実績値の達成状況をみます。

①訪問系サービス

区分	単位	第2期目標値			実績値(見込値)			達成率(実績/目標)%			
		H21	H22	H23	H21	H22	H23	H21	H22	H23	
居宅介護	利用者数	人/月	21	27	35	16	17	17	76.2	63.0	48.6
	延利用時間	時間/	210	270	350	189	202	215	90.0	74.8	61.4
重度訪問介護	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	延利用時間	時間/	0	0	0	0	0	0	-	-	-
行動援護	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	延利用時間	時間/	0	0	0	0	0	0	-	-	-
重度障害者等包括支援	利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0	-	-	-
	延利用時間	時間/	0	0	0	0	0	0	-	-	-

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度者等包括支援の訪問系サービスについて、居宅介護の利用者数及び利用量とも増加していますが、目標値は下回っています。

②日中活動系サービス

区分	単位	第2期目標値			実績値(見込値)			達成率(実績/目標)%			
		H21	H22	H23	H21	H22	H23	H21	H22	H23	
生活介護	利用者数	人/月	38	41	44	56	76	75	147.4	185.4	170.5
機能訓練	利用者数	人/月	1	2	3	1	0	1	100.0	0.0	33.3
生活訓練	利用者数	人/月	11	12	13	17	20	14	154.5	166.7	107.7
就労移行支援事業	利用者数	人/月	10	12	14	13	19	17	130.0	158.3	121.4
就労継続支援事業A型	利用者数	人/月	1	1	1	1	1	1	100.0	100.0	100.0
就労継続支援事業B型	利用者数	人/月	10	12	14	10	11	20	100.0	91.7	142.9
療養介護	利用者数	人/月	1	1	2	0	0	0	0.0	0.0	0.0
児童デイサービス	利用者数	人/月	9	11	13	11	18	26	122.2	163.6	200.0
短期入所	利用者数	人/月	11	13	15	11	10	11	100.0	76.9	73.3

【生活介護】

利用者数は目標値を大幅に上回って増加傾向にあり、平成23年度では75人が見込まれます。

【機能訓練】

利用者数は目標値を下回っています。

【生活訓練】

年度により増減はありますが、利用者数は目標値より多くなっています。

【就労移行支援】

平成 23 年度の利用者見込み数は前年度より減少していますが、全体として目標値を上回っています。

【就労継続支援 A 型】

利用者数は目標値どおりです。

【就労継続支援 B 型】

利用者数はほぼ目標値に近く増加傾向にありますが、平成 23 年度は平成 21 年度の倍近くに増加する見込みです。

【療養介護】

第 2 期計画期間中、利用者はいませんでした。

【児童デイサービス】

目標値を大幅に上回って増加しており、平成 23 年度は平成 21 年度の 2 倍以上になる見込みです。

【短期入所】

当初の利用者数はほぼ目標値どおりでしたが、10 人台で横ばい状況です。

③居住系サービス

区 分	単位	第2期目標値			実績値(見込値)			達成率(実績/目標)%			
		H21	H22	H23	H21	H22	H23	H21	H22	H23	
共同生活援助	利用者数	人/月	3	4	6	4	6	5	133.3	150.0	83.3
共同生活介護	利用者数	人/月	9	10	11	11	11	13	122.2	110.0	118.2
施設入所支援	利用者数	人/月	56	52	47	42	58	57	75.0	111.5	121.3

【共同生活援助】

利用者数はほぼ目標値どおりで推移しています。

【共同生活介護】

利用者数は目標値を上回って増加しています。

【施設入所支援】

利用者数は増加傾向にあり、目標値を上回っており、平成 23 年度 57 人の利用者見込みです。

(2) 地域生活支援事業

①相談支援事業

区分		第2期目標値			実績値(見込値)			達成率(実績/目標)%			
事業名	単位	H21	H22	H23	H21	H22	H23	H21	H22	H23	
相談支援事業	か所	3	3	3	3	3	3	100.0	100.0	100.0	
指定相談支援											
	サービス利用計画作成	実人数	1	2	3	0	0	0	0.0	0.0	0.0

相談支援事業の実施か所は目標値どおりでした。サービス利用計画作成事業の実績はありませんでした。

②コミュニケーション支援・移動支援事業等

区分		第2期目標値			実績値(見込値)			達成率(実績/目標)%		
事業名	単位	H21	H22	H23	H21	H22	H23	H21	H22	H23
コミュニケーション支援事業	時間/年	36	48	60	28	46	26	77.8	95.8	43.3
	手話通訳者派遣事業	件/年	/	/	7	12	10	-	-	-
	要約筆記者派遣事業	件/年	/	/	0	1	0	-	-	-
日常生活用具給付事業	件/年	960	996	1,032	831	842	853	86.6	84.5	82.7
移動支援事業	実人数	/	/	/	5	3	4	-	-	-

【コミュニケーション事業】

手話通訳派遣事業は、平成23年度10件の利用件数です。

要約筆記者派遣事業は、平成22年度に1件ありました。

【日常生活用具給付事業】

使用件数は目標値の80%台ですが、年間800件台の利用状況で、増加傾向にあります。

【移動支援事業】

平成23年度には4件が見込まれます。

③地域活動支援センター事業等

区分		第2期目標値			実績値(見込値)			達成率(実績/目標)%			
事業名	単位	H21	H22	H23	H21	H22	H23	H21	H22	H23	
地域活動支援センター事業											
	①基礎的事業	か所	3	3	3	3	3	100.0	100.0	100.0	
	②機能強化事業										
	地域活動支援センターⅠ型	か所	1	1	1	1	1	100.0	100.0	100.0	
	地域活動支援センターⅡ型	か所	1	1	1	1	1	100.0	100.0	100.0	
	地域活動支援センターⅢ型	か所	1	1	1	1	1	100.0	100.0	100.0	

地域活動支援センター事業は、目標値どおりの実施か所でした。

④その他の地域生活支援事業

区分			第2期目標値			実績値(見込値)			達成率(実績/目標)%		
事業名	単位		H21	H22	H23	H21	H22	H23	H21	H22	H23
更生訓練費給付事業	実人数		4	4	4	4	1	0	100.0	25.0	0.0
施設入所者就職支度金支給事業	実人数		1	3	4	0	0	0	0.0	0.0	0.0
日中一時支援事業	実人数					29	34	44	-	-	-
障害者(児)一時介護事業	延人数					88	103	96	-	-	-
自動車運転免許取得・改造助成事業	免許	件/年	1	1	1	1	0	1	100.0	0.0	100.0
	改造	件/年	1	1	1	1	2	0	100.0	200.0	0.0
訪問入浴サービス事業	実人数		2	2	2	1	0	0	50.0	0.0	0.0

【更生訓練費給付事業】

利用者は目標値をやや下回る状況でした。

【施設入所者就職支度金支給事業】

目標値は設定してありましたが、利用実績はありませんでした。

【日中一時支援事業】

利用者数は増加傾向にあり、平成23年度には44人で平成21年度の1.5倍の見込みです。

【障害者(児)一時介護事業】

日中一時支援事業同様に、利用者は今後も増加していくものと見込まれます。

【自動車運転免許取得・改造助成事業】

免許助成は平成23年度1人の利用者、改造助成事業は平成22年度に2人の利用者でした。

【訪問入浴サービス事業】

平成21年度に1人の利用者でした。

5 アンケート結果による現状

(1) アンケート結果の概要

調査対象者

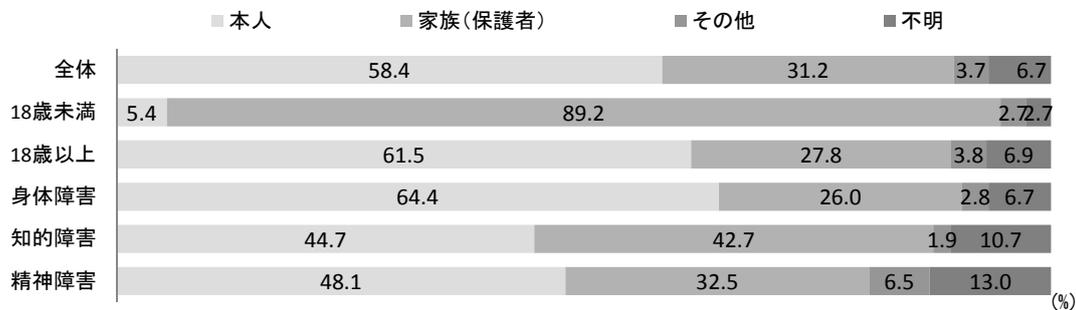
■ 年齢・障害別区分

区分		基数(件数)	備考
全体		670	有効件数
18歳未満		37	18歳未満手帳所持者
18歳以上		626	18歳以上手帳所持者
障害区分 (18歳以上)	身体障害	534	身体障害者手帳所持者
	知的障害	103	療育手帳所持者
	精神障害	77	精神障害者保健福祉手帳所持者

注1: 全体には年齢不明(記載なし)があるため18歳未満と18歳以上の合計とは異なります。また、障害種類の区分は18歳以上の手帳所持者ですが、重複所持者(または記載なし)等のため、これらの合計は18歳以上の件数とは異なります。

注2: 以下のグラフの基数は、表のとおりのため省略しますが、必要な場合はn=〇〇と表示します。

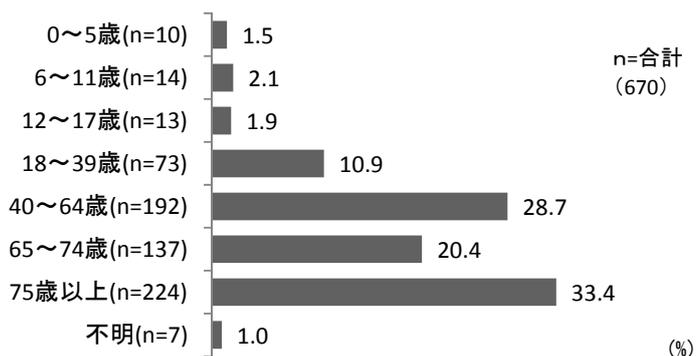
■ 回答記入者



○回答記入者の内訳では、18歳未満では家族が89.2%で、本人記入は5.4%です。18歳以上では、本人記入が61.5%、家族記入が27.8%です。

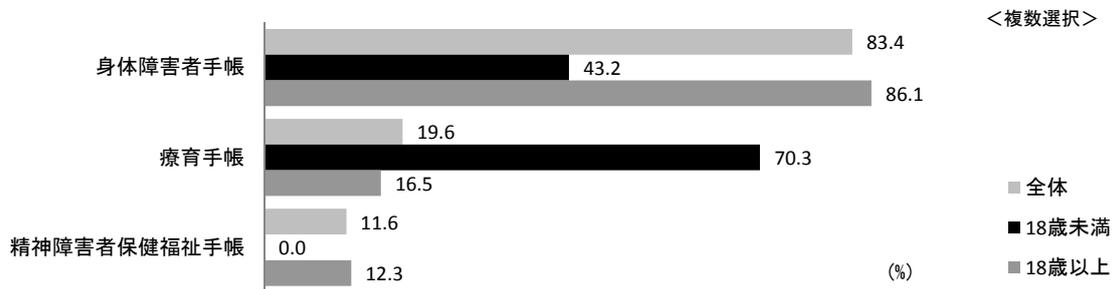
■ 全体の年齢別構成

○75歳以上が33.4%で最も多いです。次に、40~64歳が28.7%、65~74歳が20.4%です。65歳以上の高齢者は合計53.8%で過半数を占めています。一方、18歳未満の合計は5.5%です。



障害の状況

■ 手帳所持



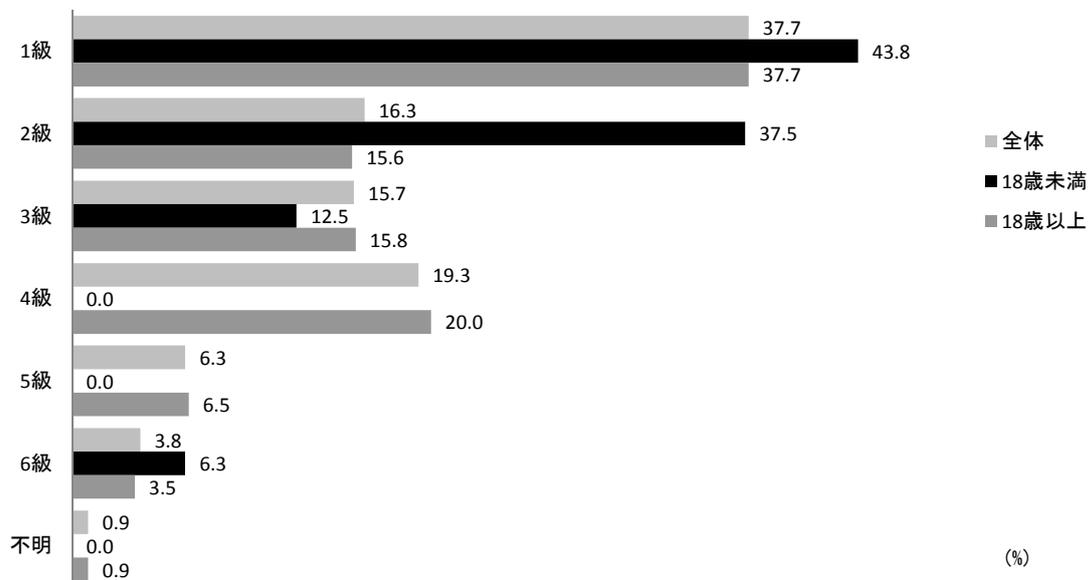
○全体では、身体障害者手帳所持者は83.4%、療育手帳所持者は19.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者は11.6%です。

○18歳未満では療育手帳所持者が70.3%で最も多く、次に身体障害者手帳所持者で43.2%です。

■ 身体障害者手帳所持者

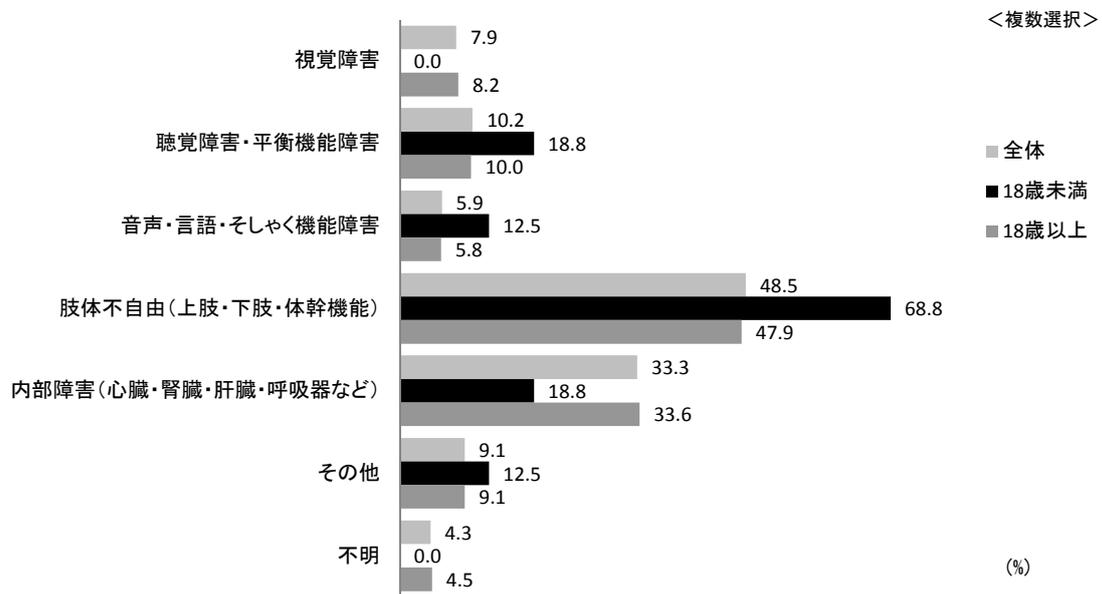
○身体障害者手帳所持者では1級が37.7%で最も多く、2級が16.3%で、1級と2級の重度合計では54.0%です。

○18歳未満では1級が43.8%、2級が37.5%で重度の合計で81.3%です。18歳以上では1級が37.7%、2級が15.6%で合計53.3%です。



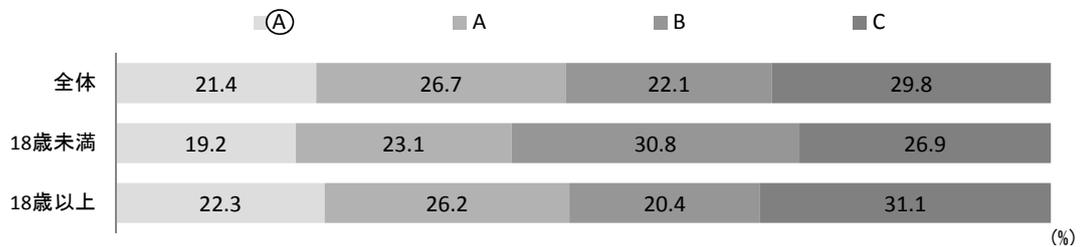
○身体障害の種類別にみると、全体では肢体不自由が48.5%で半数近いです。次に内部障害で33.3%が比較的多く、聴覚障害・平衡機能障害10.2%、視覚障害7.9%、音声・言語・そしゃく機能障害5.9%です。

○年齢別にみると、18歳未満では肢体不自由が68.8%で7割近いです。18歳以上では肢体不自由が47.9%、内部障害33.6%などが比較的多いです。



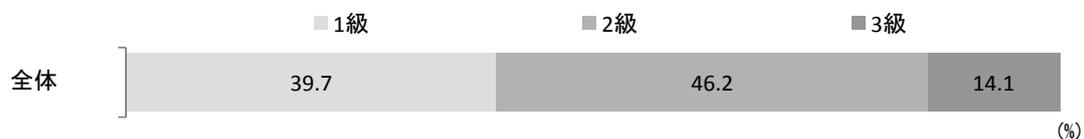
■ 療育手帳所持者

○療育手帳所持者の全体では、Aが21.4%、Aが26.7%で重度者合計では48.1%です。Bは22.1%、Cは29.8%です。18歳未満では重度者合計で42.3%です。



○また、18歳未満では53.8%に発達障害があります。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者



○精神障害1級の人39.7%、2級の人46.2%で最も多いです。

○自立支援医療(精神通院医療)を受けている人は、57.7%です。

■ 要介護認定者

○40歳以上で要介護認定を受けている人は、28.6%です。

■ 障害の原因

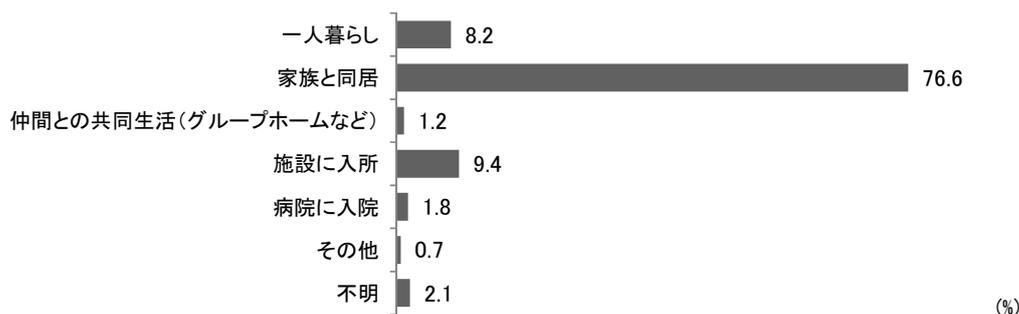
- 障害の原因について全体では、「不明(無回答)」が 20.3%で最も多いですが、回答のあった中では「その他の病気・疾患」(感染症・難病・脳血管障害以外)が最も多く 18.2%です。次に脳血管障害で 11.9%が比較的多いです。先天性は 8.4%です。交通事故や労働災害なども 5%近くに上ります。
- 年齢別にみると、18歳未満では先天性が 35.1%で最も多いです。18歳以上では、不明(無回答)や原因不明を除くと、「その他の病気・疾患」18.8%、脳血管障害 12.5%、先天性 6.9%などが多いです。
- 身体障害者では、その他の病気・疾患や脳血管障害などが比較的多いです。知的障害者では先天性が 15.5%で最も多いです。精神障害者ではその他の病気・疾患や過度のストレスが多いです。

区分(選択肢:主なもの1つ選択)	18歳未満	18歳以上	身体障害	知的障害	精神障害	全体
交通事故	0.0	4.6	5.1	4.9	7.8	4.3
労働災害	0.0	4.3	4.5	1.9	5.2	4.2
その他の事故	0.0	2.4	2.8	1.0	1.3	2.2
戦傷病・戦災	0.0	0.5	0.4	0.0	0.0	0.4
出生時の事故など	8.1	1.4	0.9	5.8	0.0	1.8
感染症	0.0	0.6	0.7	1.0	1.3	0.6
難病	0.0	3.7	4.3	1.0	1.3	3.6
脳血管障害	5.4	12.5	13.7	6.8	10.4	11.9
その他の病気・疾患	2.7	18.8	20.6	11.7	18.2	18.2
過度のストレス	0.0	3.2	1.7	3.9	15.6	3.0
高齢・老化	0.0	6.5	7.3	3.9	1.3	6.1
先天性	35.1	6.9	5.6	15.5	2.6	8.4
原因不明	13.5	8.8	8.6	7.8	7.8	9.1
その他	5.4	5.9	5.2	11.7	9.1	5.8
不明	29.7	19.8	18.5	23.3	18.2	20.3

普段の生活

■ 現在の暮らし方

- 現在の暮らし方では、「家族と同居」が 76.6%で最も多いです。次に「施設に入所」9.4%、「一人暮らし」が 8.2%です。「仲間と共同生活」をしている人も 1.2%います。



■ 日中の過ごし方

○「家にいるが特に何もしていない」が 30.6%で最も多いです。次に、「会社などで仕事」13.7%、「家で仕事(農業・自営業など)」10.9%、「家事手伝い」10.6%などが 10%以上です。

区分(選択肢:主なもの1つ選択)	18歳未満	18歳以上	身体障害	知的障害	精神障害	全体
会社などで仕事	0.0	14.5	14.0	14.6	6.5	13.7
家で仕事(農業・自営業など)	0.0	11.5	12.7	9.7	9.1	10.9
家事手伝い	0.0	11.2	10.9	11.7	11.7	10.6
作業所・授産施設などで作業	2.7	2.2	0.7	11.7	0.0	2.4
施設で生活訓練や作業訓練	0.0	7.7	6.0	16.5	16.9	7.2
機能訓練(リハビリテーション)	5.4	4.8	5.6	1.9	1.3	4.8
学校・通園施設	73.0	1.9	1.3	6.8	5.2	5.8
地域活動や趣味の活動	2.7	1.9	2.2	1.0	0.0	1.9
家にいるが特に何もしていない	2.7	32.3	34.1	17.5	35.1	30.6
その他	8.1	8.1	8.4	3.9	11.7	8.1
不明	5.4	3.8	3.9	4.9	2.6	4.0

【年齢別】

○18歳未満では「学校・通園施設」が 73.0%です。18～39歳や 40～64歳では、「会社などで仕事」がおよそ 30%で最も多いです。65歳以上では「家にいるが特に何もしていない」が 41.0%で最も多いです。

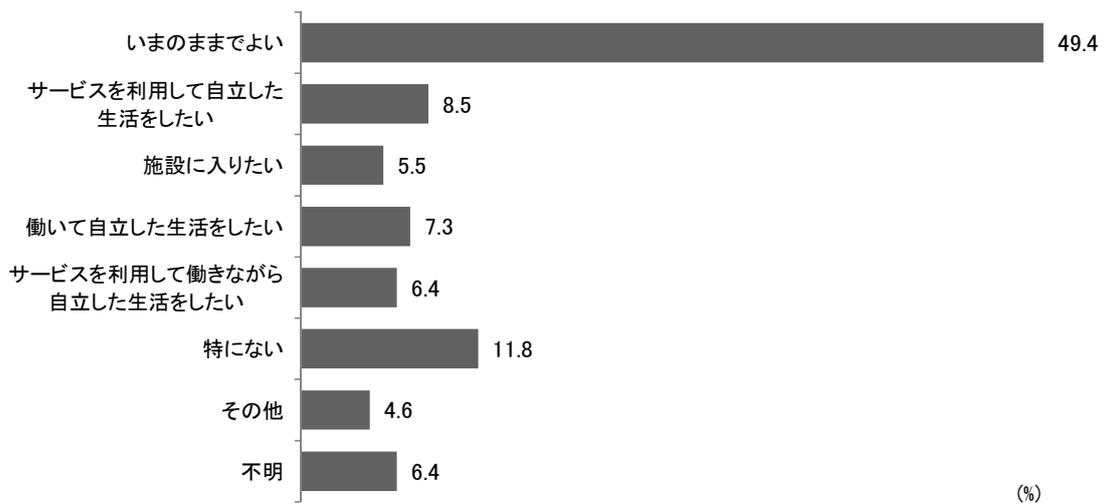
区分	件数	会社などで仕事	家で仕事(農業・自営業など)	家事手伝い	作業所・授産施設などで作業	施設で生活訓練や作業訓練	機能訓練(リハビリテーション)	学校・通園施設	地域活動や趣味の活動	家にいるが特に何もしていない
全体	18歳未満	37	-	-	2.7	-	5.4	73.0	2.7	2.7
	18～39歳	73	30.1	5.5	11.0	11.0	13.7	1.4	6.8	-
	40～64歳	192	30.2	10.4	10.9	2.1	7.3	3.1	2.1	24.0
	65歳以上	361	3.0	13.3	11.4	0.6	6.6	6.4	0.8	2.2

■ 主な収入

○主な収入について全体では、年金・手当が 66.3%で最も多いです。次に「同居している家族の給与・援助」で 30.74%です。一方、「勤め先の給与・賃金」という人は 12.5%、「通所・作業所などの工賃」が 1.5%です。このほか、「事業収入」を 4.3%、「同居していない家族の給与・援助」を 2.8%の人が挙げています。

■ 将来の生活

○「今のままでよい」という人が 49.4%で最も多いです。「サービスを利用して自立した生活をしたい」が 8.5%、「働いて自立した生活をしたい」が 7.3%、「サービスを利用して働きながら自立した生活をしたい」が 6.4%で、「自立」を望む人の合計は 22.2%です。一方、「施設に入りたい」という人は 5.5%です。



【年齢別】

区分	件数	いまままでよい	サービスを利用して自立した生活をしたい	施設に入りたい	働いて自立した生活をしたい	サービスを利用して働きながら自立した生活をしたい	特にない	その他	不明	自立志向計	
全体	18歳未満	37	8.1	18.9	13.5	21.6	24.3	-	8.1	5.4	64.8
	18～39歳	73	20.5	5.5	12.3	23.3	16.4	6.8	4.1	11.0	45.2
	40～64歳	192	51.6	7.3	4.7	8.9	8.3	9.4	4.2	5.7	24.5
	65歳以上	361	57.9	8.9	3.9	1.9	1.7	15.5	4.2	6.1	12.5
身体	18歳未満	16	12.5	-	12.5	25.0	25.0	-	18.8	6.3	50.0
	18～39歳	37	29.7	5.4	8.1	21.6	10.8	8.1	5.4	10.8	37.8
	40～64歳	163	54.6	7.4	3.1	8.0	8.6	8.6	4.3	5.5	24.0
	65歳以上	339	56.6	9.4	4.1	2.1	1.8	15.3	4.4	6.2	13.3
知的	18歳未満	26	3.8	26.9	15.4	19.2	23.1	-	7.7	3.8	69.2
	18～39歳	34	11.8	11.8	26.5	17.6	14.7	2.9	2.9	11.8	44.1
	40～64歳	27	44.4	3.7	11.1	11.1	7.4	7.4	3.7	11.1	22.2
	65歳以上	42	52.4	7.1	4.8	7.1	-	21.4	2.4	4.8	14.2
精神	18歳未満	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0
	18～39歳	14	-	7.1	7.1	21.4	21.4	14.3	7.1	21.4	49.9
	40～64歳	29	41.4	3.4	13.8	17.2	3.4	10.3	6.9	3.4	24.0
	65歳以上	34	41.2	8.8	5.9	5.9	-	23.5	5.9	8.8	14.7

- 全体の 18 歳未満では、「サービスを利用して働きながら自立した生活をしたい」が 24.3%、「働いて自立した生活をしたい」21.6%、「サービスを利用して自立した生活をしたい」18.9%で「自立」を望む人の合計(自立志向計)では 64.8%です。
- 全体の 40～64 歳や 65 歳以上では、「いまままでよい」が 50%を超えています。
- 身体障害者では、全体にほぼ同様の状況です。
- 知的障害者で、18 歳未満では「サービスを利用して自立した生活をしたい」が 26.9%で最も多く、次に「サービスを利用して働きながら自立した生活をしたい」が 23.1%で、自

立志向計では 69.2%です。18～39 歳では「施設に入りたい」が 26.5%で最も多いです。40～64 歳や 65 歳以上では「いまのままでよい」が最も多くおよそ 50%前後です。

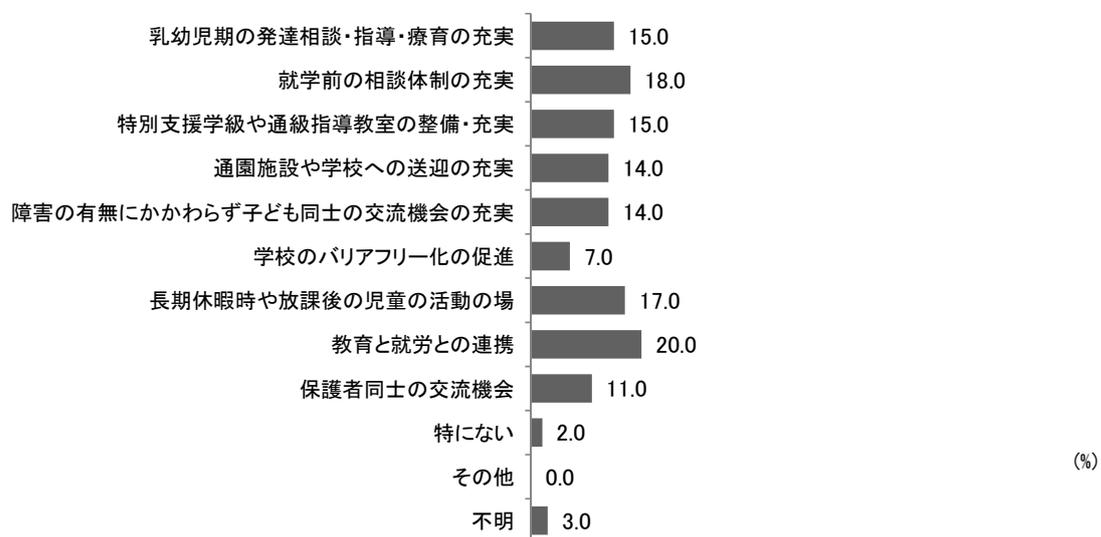
- 精神障害者では、18～39 歳では「働いて自立した生活をしたい」や「サービスを利用して自立した生活をしたい」が 21.4%で最も多いです。40～64 歳や 65 歳以上では「いまのままでよい」が 40%超で最も多いです。
- 障害の種類にかかわらず、年齢が若いほど「自立志向計」の割合が多い傾向にあります。

■ 子どもの教育で困ったこと

- 「障害や福祉サービスについての情報が少ない」が最も多く、22.0%です。次に「息抜きができない」で 17.0%が続きます。このほか「預かってくれるところがない」14.0%、「送迎がたいへん」が 14.0%、また、「身近に相談窓口がない」13.0%など、困っていることは多岐に渡っていることが特徴です。

■ 教育に関わる要望

- 要望では「教育と就労との連携」が 20.0%で最も多いです。次に「就学前の相談体制の充実」で 18.0%、「長期休暇時や放課後の児童の活動の場」17.0%などとなっており、そのほか多岐に渡るニーズがおよそ 1 割台となっています。

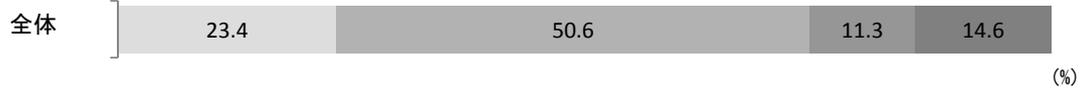


就労状況

■ 就労経験

○「いま働いている」人は **23.4%**です。「以前に働いたことがあるが、いまは働いていない」人は **50.6%**で最も多いです。「いままでに働いたことがない」という人は **11.3%**です。

■いま働いている ■以前に働いたことがあるが、いまは働いていない ■いままでに働いたことがない ■不明



(%)

【年齢別】

○18～39歳では、「いま働いている」人が **45.9%**で最も多いです。40～64歳では、「以前に働いたことがあるが、いまは働いていない」が **43.8%**で最も多く、次に、「いま働いている」で **42.2%**です。65歳以上では、「以前に働いたことがあるが、いまは働いていない」が **64.8%**で最も多くなっています。

○身体障害者では、全体状況にほぼ同様です。

○知的障害者では、18～39歳で「いま働いている」人が **50.0%**ですが、「いままでに働いたことがない」が **38.2%**で比較的多いです。

○精神障害者では、どの年齢層でも「以前に働いたことがあるが、いまは働いていない」が最も多いです。「いま働いている」人はおよそ **20%**前後です。

区分	件数	いま働いている	以前に働いたことがあるが、いまは働いていない	いままでに働いたことがない	不明	
全体	18歳未満	37	-	5.4	48.6	45.9
	18～39歳	73	45.2	21.9	27.4	5.5
	40～64歳	192	42.2	43.8	8.3	5.7
	65歳以上	361	11.1	64.8	5.8	18.3
身体	18歳未満	16	-	12.5	50.0	37.5
	18～39歳	37	45.9	27.0	18.9	8.1
	40～64歳	163	42.9	44.8	6.7	5.5
	65歳以上	339	11.5	64.0	5.3	19.2
知的	18歳未満	26	-	-	50.0	50.0
	18～39歳	34	50.0	2.9	38.2	8.8
	40～64歳	27	33.3	29.6	25.9	11.1
	65歳以上	42	11.9	61.9	7.1	19.0
精神	18歳未満	-	-	-	-	-
	18～39歳	14	21.4	42.9	21.4	14.3
	40～64歳	29	17.2	62.1	13.8	6.9
	65歳以上	34	2.9	76.5	-	20.6

■ 現在、働いていない理由

○「障害が原因で体が動かない・頭が働かない」が **38.6%**で最も多いです。次に「定年で退職した」で **20.2%**です。このほか、「仕事が見つからない」が **5.5%**、「職場の事情で解雇された」が **2.4%**など、働く意欲を持ちながらも働いていない人が合計 **7.9%**です。

【年齢別】

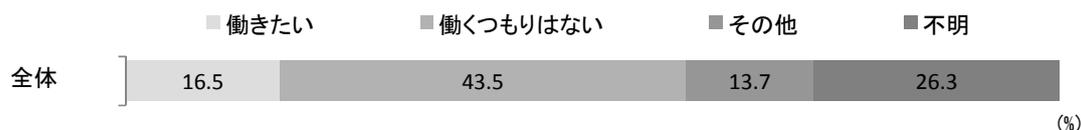
○18歳以上では、どの年齢層でも「障害が原因で体が動かない・頭が働かない」が最も多く、およそ50%前後を占めていますが、65歳以上では、2番目に「定年で退職した」が29.8%となっています。

○「仕事が見つからない」人は、18～39歳で16.7%、40～64歳で11.0%です。「職場の事情で解雇された」人が40～64歳で8.0%です。

区分	件数	定年で退職した	職場の事情で解雇された	仕事が見つからない	働く必要がない	働きたくない	障害が理由で体が動かない・頭が働かない	その他	不明	
全体	18歳未満	20	-	-	5.0	-	-	15.0	65.0	15.0
	18～39歳	36	-	-	16.7	2.8	5.6	52.8	19.4	2.8
	40～64歳	100	8.0	8.0	11.0	4.0	2.0	45.0	14.0	8.0
	65歳以上	255	29.8	0.8	2.0	9.4	2.7	34.9	12.5	7.8

■ 就労意欲

○(現在、働いていない人で、「働きたくない」という人を除いて)「働きたい」人は16.5%です。



【年齢別】

○18～39歳で「働きたい」人は58.8%に上ります。40～64歳では34.5%です。年齢が若いほど「働きたい」人の割合が多く、年齢が高いほど「働くつもりはない」人の割合が多くなっています。

○身体障害者では、全体状況にはほぼ同様です。

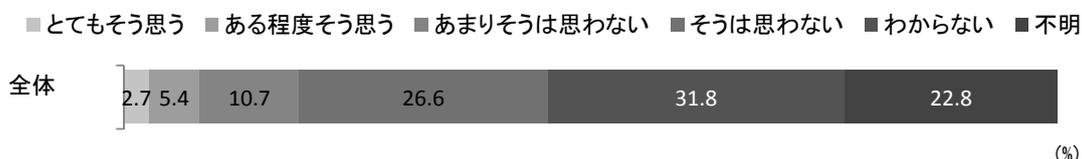
○知的障害者では、18～39歳で「働きたい」人は75.0%です。40～64歳や65歳以上では「働くつもりはない」人が50%前後です。

○精神障害者では、「働きたい」人は18～39歳で50.0%、40～64歳で40.0%です。

区分	件数	働きたい	働くつもりはない	その他	不明	
全体	18歳未満	17	29.4	5.9	29.4	35.3
	18～39歳	17	58.8	17.6	11.8	11.8
	40～64歳	55	34.5	36.4	14.5	14.5
	65歳以上	166	4.8	52.4	12.0	30.7
身体	18歳未満	8	12.5	12.5	50.0	25.0
	18～39歳	9	55.6	22.2	11.1	11.1
	40～64歳	47	29.8	40.4	12.8	17.0
	65歳以上	154	5.2	51.9	12.3	30.5
知的	18歳未満	11	36.4	-	18.2	45.5
	18～39歳	4	75.0	-	25.0	-
	40～64歳	9	33.3	55.6	-	11.1
	65歳以上	17	-	47.1	5.9	47.1
精神	18歳未満	-	-	-	-	-
	18～39歳	4	50.0	25.0	-	25.0
	40～64歳	10	40.0	30.0	30.0	-
	65歳以上	14	-	57.1	-	42.9

■ 就労支援対策

○就労支援対策について全体では、「とてもそう思う」と「ある程度そう思う」の合計(思う)では 8.1%、一方、「あまりそう思わない」と「そうは思わない」の合計(思わない) 37.3%で、否定的な意見の人のほうが多いです。



○年齢別では 65 歳以上を除くと、「思わない計」はほぼ全年齢層で過半数となっています。

■ 仕事や社会参加のために必要なサービス

○全体では、「①身体機能や生活能力向上の訓練」や「⑤体調に応じて短時間でも働ける場」32.8%などが比較的多く挙げられています。

○18 歳未満では、④短期の試行雇用を除くと、いずれの項目も 50%以上の人が必要としています。18 歳以上では、いずれの項目も 20%台から 30%台の人が必要としています。

区分(「はい」の割合)	18歳未満	18歳以上	身体障害	知的障害	精神障害	全体
①身体機能や生活能力向上の訓練	54.1	32.4	31.1	36.9	31.2	33.4
②職業相談・就職先のあっせん	56.8	27.6	24.5	30.1	27.3	29.1
③仕事のていねいな指導や訓練	62.2	28.4	24.3	38.8	31.2	30.1
④短期の試行雇用	43.2	21.6	19.9	22.3	20.8	22.5
⑤体調に応じて短時間でも働ける場	51.4	31.9	29.8	32.0	36.4	32.8
⑥地域の気軽に交流できる場	54.1	30.5	28.3	34.0	29.9	31.5
⑦学校卒業後の継続的な就労支援・相談	62.2	20.4	18.0	27.2	14.3	22.5

【障害種類別】

○身体障害者では、「身体機能や生活能力向上の訓練」が 31.1%、「体調に応じて短時間でも働ける場」が 29.8%、「地域の気軽に交流できる場」が 28.3%などで比較的多くなっています。

○知的障害者では、「仕事のていねいな指導や訓練」が 38.8%で最も多いです。次に、「身体機能や生活能力向上の訓練」が 36.9%、「地域の気軽に交流できる場」が 34.0%などです。

○精神障害者では、「体調に応じて短時間でも働ける場」が 36.4%で最も多いです。次に、「身体機能や生活能力向上の訓練」と「仕事のていねいな指導や訓練」が 31.2%で比較的多いです。

福祉サービスの利用

■ 障害福祉サービス受給者証の所持

○障害福祉サービス受給者証を「持っている」人は 26.3%です。

【年齢別】

○受給者証を「持っている」人は、18～39歳では 35.6%、40～64歳では 24.0%、65歳以上では 24.1%で、所持している人は比較的年齢の若い層に多いです

	区分	件数	持っている	持っていない	不明
全体	18歳未満	37	40.5	48.6	10.8
	18～39歳	73	35.6	60.3	4.1
	40～64歳	192	24.0	67.7	8.3
	65歳以上	361	24.1	54.6	21.3

■ サービス利用の有無

○過去1年間で福祉サービスを「利用している(利用したことがある)」人は 24.8%で、ほぼ4人に1人の割合です。一方、「利用したことはない」という人も 59.4%です。

【年齢別】

○「利用している(利用したことがある)」人は、18～39歳で 32.9%、40～64歳で 20.3%、65歳以上で 25.2%です。

	区分	件数	利用している(利用したことがある)	利用したことはない	不明
全体	18歳未満	37	27.0	59.5	13.5
	18～39歳	73	32.9	60.3	6.8
	40～64歳	192	20.3	69.8	9.9
	65歳以上	361	25.2	54.0	20.8

■ サービス利用の満足度(評点)

○評価点は点数が高いほど満足度が高く、低いほど不満度が高いということです。

○全体では、⑥サービス従事者の対応 60点、③プライバシーの保護の徹底 56点などが高いです。一方、⑦サービスに関する情報の提供 17点、①利用手続きの簡素化・迅速化 39点、⑤サービスメニュー 39点などで比較的満足度が低いです。

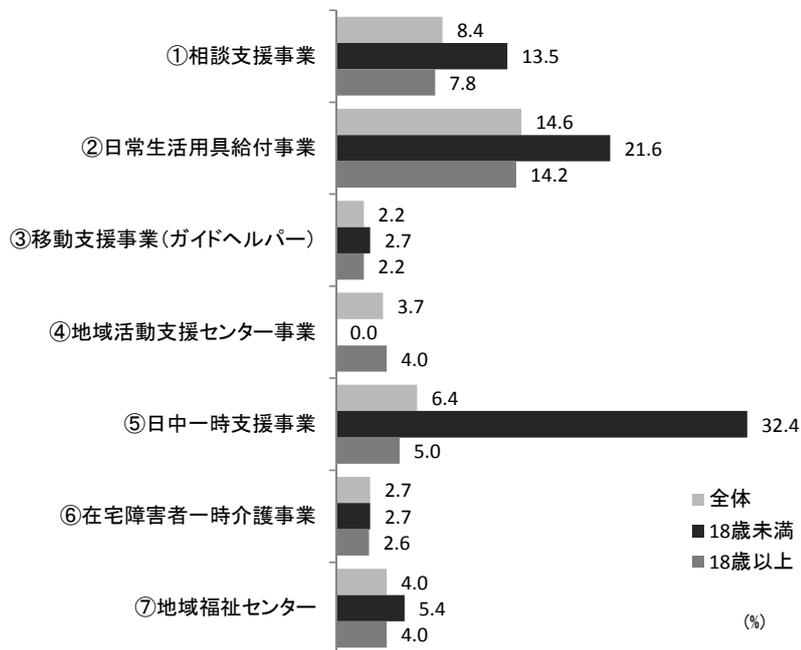
○18歳未満では、全体的に満足度は低く、②利用者負担、④サービス量、⑤サービスメニュー、⑦サービスに関する情報の提供ではマイナス評点です。

区分	18歳未満	18歳以上	身体障害	知的障害	精神障害	全体
①利用手続きの簡素化・迅速化	20	42	41	46	52	39
②利用者負担	△ 20	46	46	21	56	41
③プライバシーの保護の徹底	40	57	57	46	60	56
④サービス量(回数・日数・時間など)	△ 20	52	56	41	64	47
⑤サービスメニュー	△ 50	44	53	8	52	39
⑥サービス従事者の資質	30	61	65	38	72	60
⑦サービスに関する情報の提供	△ 50	21	31	△ 5	28	17

注:満足=2点、ほぼ満足=1点、やや不満=-1点、不満=-2点で点数化

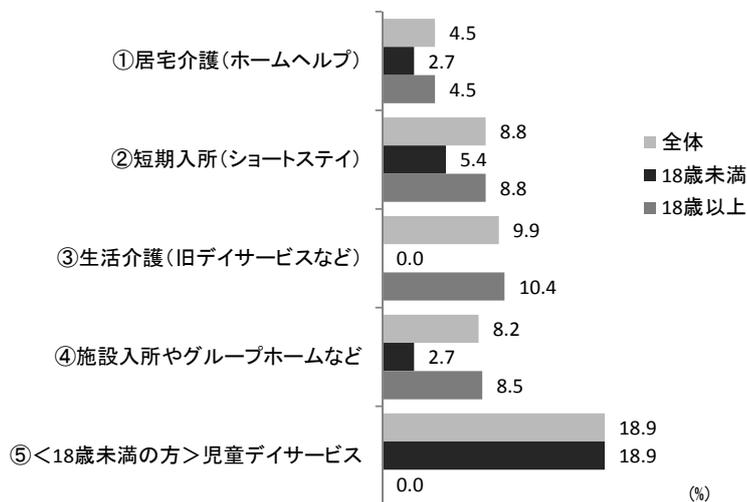
■ 地域生活支援事業の利用状況

- 生活支援事業の利用状況について、利用経験の「ある」人は、全体では②日常生活用具給付事業が14.6%、①相談支援事業が8.4%で比較的多いです。
- 18歳未満では⑤日中一時支援事業が32.4%で最も多く、次に②日常生活用具給付事業21.6%などが多いです。



■ 障害福祉サービスの利用状況

- 障害福祉サービスの利用経験について、全体では③生活介護9.9%、②短期入所8.8%、④施設入所やグループホームなど8.2%などの利用経験者が多いです。
- 18歳未満では、⑤<18歳未満の方>児童デイサービス18.9%が特に多く、次に②短期入所5.4%などが比較的多いです。



■ 障害や悩み事についての相談

○相談できる人が「ある」と答えた人は **43.3%**、「ない」という人は **34.3%**です。

○相談している人や場所では「ケアマネージャーなど」が **26.2%**と最も多く、次に「特に決まっていない」**16.9%**、「市福祉事務所などの窓口」**13.8%**などです。

区分(複数選択)	18歳未満	18歳以上	身体障害	知的障害	精神障害	全体
保健センターの発達相談	3.8	1.1	0.9	2.3	0.0	1.4
市福祉事務所などの窓口	11.5	13.4	13.3	22.7	18.8	13.8
家庭児童相談室	3.8	0.4	0.5	0.0	3.1	0.7
民生委員・児童委員	0.0	3.8	4.3	2.3	0.0	3.4
児童相談所	0.0	1.5	0.0	9.1	0.0	1.4
通園・通所施設	30.8	6.9	3.3	25.0	15.6	9.3
学校	46.2	1.9	0.9	9.1	0.0	5.9
保健所	0.0	2.7	1.9	2.3	9.4	2.4
社会福祉協議会の窓口	3.8	7.3	7.6	20.5	9.4	6.9
相談支援事業所	0.0	4.6	1.9	11.4	12.5	4.1
ケアマネージャーなど	7.7	28.0	31.8	6.8	21.9	26.2
特に決まっていない	0.0	18.8	20.9	11.4	6.3	16.9
その他	34.6	35.2	37.0	18.2	40.6	34.8

■ 緊急相談対応

○夜間や休日などで緊急相談や対応の必要について、「なかった」という人は **72.1%**、「あった」という人は **6.9%**です。

○「あった」人は 18 歳未満で **18.9%**です。また、精神障害者では **10.4%**です。

【年齢別】

○年齢別にみると、18 歳以上で「あった」という人は、18～39 歳で **6.8%**、40～64 歳で **7.8%**、65 歳以上で **5.0%**です。

区分		件数	あった	なかった	不明
全体	18歳未満	37	18.9	78.4	2.7
	18～39歳	73	6.8	89.0	4.1
	40～64歳	192	7.8	76.0	16.1
	65歳以上	361	5.0	65.9	29.1

地域社会・まちづくり

■ 外出状況

○全体では、「ほぼ毎日」外出する人は、**34.2%**、「週に2～3回」は**21.0%**、「週に1回程度」は**7.3%**で、合計(週に1日以上外出する人)では、**62.5%**です。一方、「外出しない」人は**4.5%**、「年に数回程度」は**4.0%**、「月に2～3回」は**10.0%**、「月に1回程度」は**7.2%**でこれらの合計(非外出者)では**25.7%**です。

○18歳未満で非外出者は**8.1%**、18歳以上では**26.8%**です。また、精神障害者の非外出者は**37.7%**で比較的多いです。

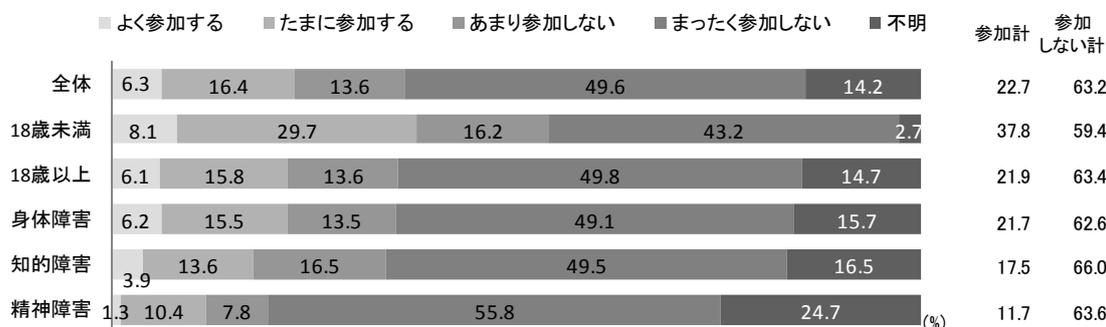
カテゴリ	18歳未満	18歳以上	身体障害	知的障害	精神障害	全体
ほぼ毎日	78.4	31.6	29.0	40.8	22.1	34.2
週に2～3回	5.4	22.2	23.8	13.6	14.3	21.0
週に1回程度	0.0	7.8	8.1	4.9	6.5	7.3
月に2～3回	0.0	10.5	10.3	11.7	14.3	10.0
月に1回程度	2.7	7.5	7.3	4.9	9.1	7.2
年に数回程度	2.7	4.2	4.5	6.8	3.9	4.0
外出しない・できない	2.7	4.6	4.9	4.9	10.4	4.5
その他	2.7	1.6	1.5	0.0	3.9	1.9
不明	5.4	9.9	10.7	12.6	15.6	9.9
週に1回以上外出の計	83.8	61.6	60.9	59.3	42.9	62.5
非外出の計	8.1	26.8	27.0	28.3	37.7	25.7

○外出時の交通手段は「家族運転の自動車」が**40.1%**で最も多く、次に「本人運転の自動車」で**31.0%**、「徒歩」**13.7%**、「施設や病院の送迎車」**13.1%**などが比較的多いです。

カテゴリ	18歳未満	18歳以上	身体障害	知的障害	精神障害	全体
徒歩	32.4	12.3	11.4	18.4	9.1	13.7
車いす(手動・電動)	2.7	4.8	5.4	2.9	2.6	4.8
自転車	16.2	12.5	10.3	20.4	16.9	12.7
バイク	0.0	2.2	2.4	3.9	1.3	2.1
本人運転の自動車	5.4	32.9	36.1	12.6	18.2	31.0
家族運転の自動車	81.1	38.0	37.3	46.6	31.2	40.1
市シャトルバス	0.0	1.8	1.9	3.9	3.9	1.6
路線バス	5.4	4.0	2.2	10.7	5.2	4.2
電車	8.1	8.1	6.4	13.6	10.4	8.2
タクシー	0.0	6.5	5.8	4.9	7.8	6.3
リフト付きタクシー	0.0	0.8	0.9	0.0	0.0	0.7
市乗合タクシー	0.0	1.8	1.7	3.9	3.9	1.6
施設や病院の送迎車	5.4	13.7	12.0	13.6	11.7	13.1
その他	5.4	2.9	2.2	2.9	6.5	3.3
不明	2.7	8.9	9.9	11.7	15.6	8.7

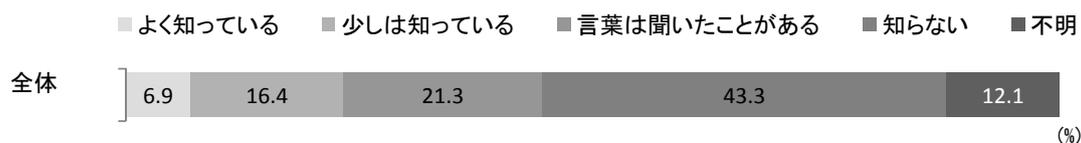
■ 地域行事への参加

○地域活動の参加について全体では「よく参加する」と「たまに参加する」の合計 22.7%、「あまり参加しない」と「まったく参加しない」の合計は 63.2%です。



■ 共生社会についての認知

○共生社会について、「よく知っている」と「少しは知っている」の合計は 23.3%、「言葉は聞いたことがある」と「知らない」の合計は 64.6%です。

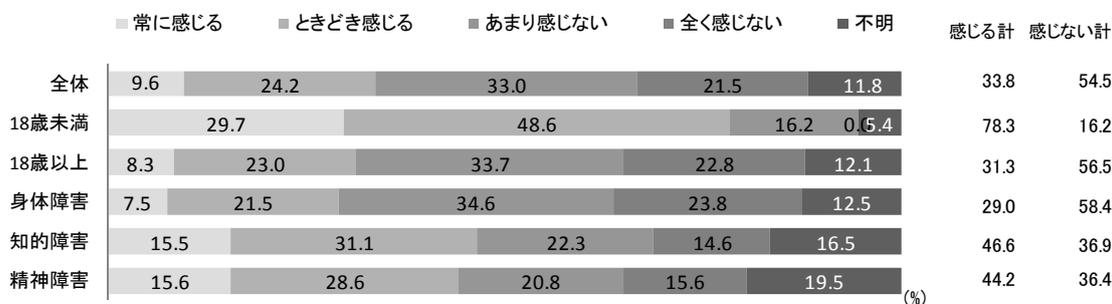


■ 差別や偏見

○差別や偏見について、全体では「常に感じる」と「ときどき感じる」の合計は 33.8%、「あまり感じない」と「全く感じない」の合計は 54.5%です。

○18歳未満の「感じる計」は 78.3%、「感じない計」は 16.2%です。18歳以上の「感じる計」は 31.3%、「感じない計」は 56.5%です。

○障害別では身体障害者の「感じる計」は 29.0%、「感じない計」は 58.4%、知的障害者の「感じる計」は 46.6%、「感じない計」は 36.9%、精神障害者の「感じる計」は 44.2%、「感じない計」は 36.4%です。



【年齢別】

○「感じる計」について全体では、18歳未満で78.3%ですが、18～39歳で57.6%、40～64歳で44.8%、65歳以上では18.8%です。年齢が若いほど差別や偏見を「感じる」人が多くなっています。

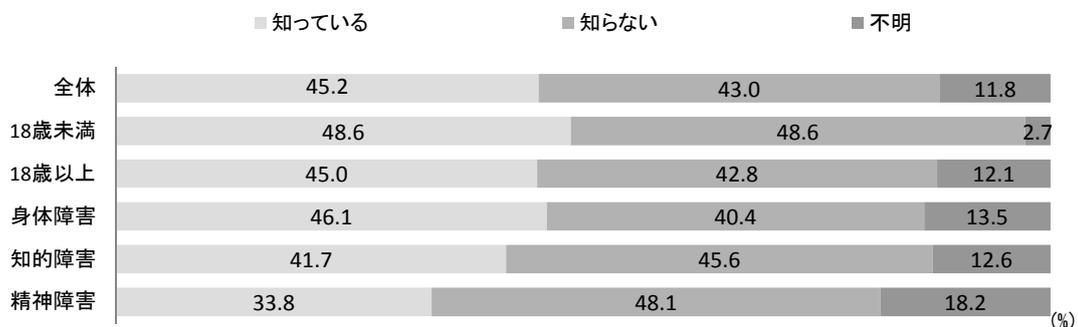
○障害の種類にかかわらず、年齢が若いほど「感じる計」の割合は多い傾向にあります。特に、知的障害者の18歳未満では88.5%となっています。

区分		件数	常に感じる	ときどき感じる	あまり感じない	全く感じない	不明	感じる計	感じない計
全体	18歳未満	37	29.7	48.6	16.2	-	5.4	78.3	16.2
	18～39歳	73	19.2	38.4	23.3	15.1	4.1	57.6	38.4
	40～64歳	192	8.3	36.5	29.7	17.7	7.8	44.8	47.4
	65歳以上	361	6.1	12.7	38.0	27.1	16.1	18.8	65.1
身体	18歳未満	16	25.0	37.5	31.3	-	6.3	62.5	31.3
	18～39歳	37	13.5	40.5	18.9	21.6	5.4	54.0	40.5
	40～64歳	163	8.6	34.4	30.1	19.0	8.0	43.0	49.1
	65歳以上	339	6.2	13.3	38.3	26.3	15.9	19.5	64.6
知的	18歳未満	26	30.8	57.7	7.7	-	3.8	88.5	7.7
	18～39歳	34	29.4	32.4	23.5	11.8	2.9	61.8	35.3
	40～64歳	27	-	40.7	25.9	11.1	22.2	40.7	37.0
	65歳以上	42	14.3	23.8	19.0	19.0	23.8	38.1	38.0
精神	18歳未満	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0
	18～39歳	14	28.6	35.7	14.3	21.4	-	64.3	35.7
	40～64歳	29	13.8	41.4	20.7	6.9	17.2	55.2	27.6
	65歳以上	34	11.8	14.7	23.5	20.6	29.4	26.5	44.1

○差別や偏見を感じる場で、最も多いのは「近隣社会」で52.2%、次に「就労の場・会社など」27.4%、「催し物などの場」26.1%となっています。

■ 災害時の避難場所の認知

○災害時の避難場所を「知っている」人は45.2%です。「知らない」という人は43.0%です。精神障害者の「知っている」人は33.8%で、他の障害者よりも比較的少ないです。



■ 独力避難について

○独力での避難について「できると思う」と「たぶんできると思う」の合計は48.6%で、「できないと思う」が43.0%です。

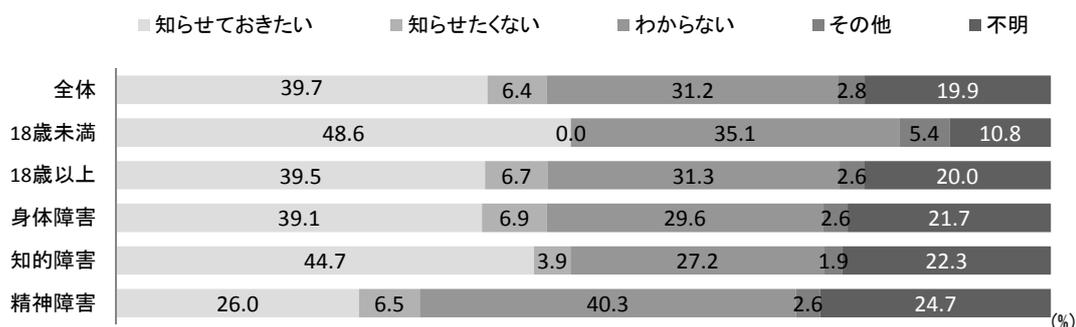
【年齢別】

○「できないと思う」人は、18歳未満では67.6%でほぼ3人に2人の割合です。18～39歳では43.8%です。

区分		件数	できると思う	たぶんできると思う	できないと思う	不明
全体	18歳未満	37	8.1	21.6	67.6	2.7
	18～39歳	73	28.8	23.3	43.8	4.1
	40～64歳	192	29.2	31.8	33.3	5.7
	65歳以上	361	18.8	24.9	45.2	11.1

■ 要援護事前登録について

- 全体では「知らせておきたい」が39.7%、「知らせたくない」が6.4%です。
- 18歳未満の「知らせておきたい」は48.6%、「知らせたくない」は0.0%です。18歳以上の「知らせておきたい」は39.5%、「知らせたくない」は6.7%です。
- 障害別では身体障害者の「知らせておきたい」は39.1%、「知らせたくない」は6.9%、知的障害者の「知らせておきたい」は44.7%、「知らせたくない」は3.9%、精神障害者の「知らせておきたい」は26.0%、「知らせたくない」は6.5%です。



施策の評価

■ 施策の評点

- 全体では「②保健・医療・福祉の連携」を除く他の項目は、「不満度」のほうが高いことを示しています。特に、⑧交通・移動手段の確保、⑦バリアフリーのまちづくり、⑥就労支援と雇用の場の確保などの評点が比較的低いです。
- 18歳未満では、⑤障害児の療育・教育や④障害児の早期発見・早期対応、⑩障害者理解についての啓発・広報などの評点が低いです。
- 障害別ではほぼ全体状況に同様ですが、精神障害者では③こころの病の予防・支援対策が比較的低い項目となっています。
- 評点の低い項目については、今後、特に留意して施策を展開する必要があることを示

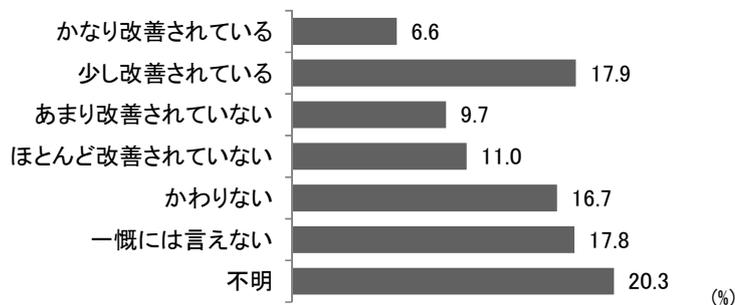
しています。

区分	18歳未満	18歳以上	身体障害	知的障害	精神障害	全体
① 障害や福祉サービスなどの相談体制	△ 81	2	5	△ 11	△ 5	△ 3
② 保健・医療・福祉の連携	△ 62	11	14	△ 4	△ 7	7
③ こころの病の予防・支援対策	△ 32	△ 8	△ 8	△ 19	△ 34	△ 10
④ 障害児の早期発見・早期対応	△ 89	△ 7	△ 5	△ 16	△ 14	△ 11
⑤ 障害児の療育・教育	△ 113	△ 9	△ 9	△ 14	△ 10	△ 15
⑥ 就労支援と雇用の場の確保	△ 78	△ 23	△ 19	△ 34	△ 34	△ 26
⑦ バリアフリーのまちづくり	△ 76	△ 35	△ 34	△ 42	△ 31	△ 38
⑧ 交通・移動手段の確保	△ 81	△ 37	△ 35	△ 39	△ 46	△ 39
⑨ 災害時・緊急時の避難・安全対策	△ 78	△ 20	△ 18	△ 28	△ 20	△ 23
⑩ 文化・スポーツ・レクリエーションの振興	△ 32	△ 6	△ 5	△ 4	△ 8	△ 8
⑪ 障害者理解についての啓発・広報	△ 86	△ 20	△ 17	△ 23	△ 27	△ 24
⑫ 障害者の情報保障・コミュニケーション支援	△ 70	△ 18	△ 17	△ 29	△ 27	△ 22
平均	△ 73	△ 14	△ 12	△ 22	△ 22	△ 18

注：満足＝2点、ほぼ満足＝1点、やや不満＝－1点、不満＝－2点で点数化

■施策の全体的評価

○5～10年ぐらい前と比べて当市の福祉サービスや制度、まちの住みよさについて、「かなり改善されている」と「少し改善されている」の合計（改善計）は24.5%、「あまり改善されていない」と「ほとんど改善されていない」の合計（非改善計）は20.7%です。（評点はマイナス0.6点です。）



【年齢別】

○18歳未満では、「非改善計」が35.1%で他の年齢層よりも多いです。18～39歳では、「改善計」と「非改善計」はそれぞれ21.9%です。40～64歳では「非改善」が23.4%で「改善計」を上回っています。65歳以上は「改善計」が27.4%で、「非改善計」を上回っています。

区分	件数	かなり改善されている	少し改善されている	あまり改善されていない	ほとんど改善されていない	かわりない	一概には言えない	不明	改善計	非改善計	
全体	18歳未満	37	-	13.5	10.8	24.3	10.8	29.7	10.8	13.5	35.1
	18～39歳	73	1.4	20.5	8.2	13.7	17.8	34.2	4.1	21.9	21.9
	40～64歳	192	4.7	17.2	13.5	9.9	25.5	15.6	13.5	21.9	23.4
	65歳以上	361	9.4	18.0	8.0	9.7	12.7	14.7	27.4	27.4	17.7

(2) アンケート結果による課題

以下、アンケート結果による現状と課題を整理し、「第4章施策の展開」で設定されている主な関連施策を掲示します。

障害別・年齢別にきめ細かく対応

○今回の調査結果では、65歳以上の高齢の障害のある人が過半数を占めていることや、身体障害、知的障害、精神障害のいずれも重度者がおよそ過半数であること、特に18歳未満の身体障害のある児童では8割以上であることや発達障害なども含めて重複障害のある人も多数に上ることなど、多様な現状が明らかになっています。

→障害のある人への各種の相談やサービス支援等については、今後とも引き続き、年齢や障害の種類に対応したニーズにより、きめ細かく検討することが必要です。

対応する主な施策：基本目標3の全事業、特に3-3-1 相談支援事業

障害の原因と予防対策

○障害の原因では、各種の疾病や脳血管疾患等を比較的多数の人が挙げています。特に精神障害では「過度のストレス」を原因として16%の人が挙げています。また、交通事故や労働災害なども障害の原因として少なからぬ人が挙げています。

→これらの障害の原因となった疾病や事故等の多くは、予防対策や正しい知識の普及により減少させることが重要です。

対応する主な施策：1-1-7 障害の発生予防、1-2-1「こころの相談」事業の充実

暮らしの場の充実

○普段の日中の主な過ごし方として、18歳未満では通学・通園施設での生活、18歳以上で若い世代では、会社などでの仕事や訓練施設等での生活などが比較的多く、年齢や障害の種類により多様な生活形態となっています。「家にいるが特に何もしていない」人が65歳以上では4割以上となっていること、また、18歳以上の精神障害のある人では、どの年齢層でも3割から4割を占めています。

→障害のある人自身の主体的な選択を基本として、生活している身近な地域で、気軽に外出し、時には作業を行い、時には憩うことのできる場の創出・充実が必要です。

対応する主な施策：3-3-5 地域活動支援センター事業

将来の生活・自立の支援

○将来の生活として「いまのままでよい」という人がほぼ半数(65歳以上では6割近い)ですが、サービスの利用や仕事をして「自立生活」を望む人がおよそ5人に1人以上を占めています。自立志向は障害にかかわらず若い人ほど高く、18歳未満では6割以上、18～39歳では半数近い現状があります。

→障害のある児童や青年層の自立志向を支援するサービスや就労対策の充実が課題です。

対応する主な施策:3-2-2 障害福祉サービスの供給確保(ケアホーム・グループホーム等)、基本目標4 雇用就労の促進の全事業

教育・育成環境の充実

○就学期にある障害のある児童は、多くの場合、特別支援学校をはじめ、普通学校の特別支援学級に通学しており、学校や地域に対して多様なニーズを持っています。「教育と就労との連携」を要望する人が最も多いですが、就学前の相談体制、長期休暇時の児童の活動の場、乳幼児の発達相談や障害のある児童との交流など多様な要望が挙げられています。

→こうした要望に対応して、今後、一層の就学や育成環境の充実が必要です。特に発達障害児の療育相談や学校生活の充実を図る対応が必要です。

対応する主な施策:基本目標2 教育・育成の充実の全事業

就労支援対策の充実

○65歳未満の障害のある人では、4割以上がいま働いていますが、精神障害のある人では2割前後です。一方、「以前に働いたことがあるが、いまは働いていない」人が精神障害のある人では4割から6割となっています。また、現在働いていない人で、今後、働きたいという就労意欲を持っている人は、18～39歳では6割近くあり、年齢が若いほど就労意欲が高い現状にあります。これまでの「就労支援対策」については、就労支援対策は十分と思う人より、そう思わない人のほうが多数を占めています。

→就労支援対策について全年齢層で過半数が否定的な評価となっているもとで、今後、一層の就労支援対策の工夫と充実が求められています。障害のある人の就労に理解のある事業所の普及・啓発広報等が引き続き重要な課題です。

対応する主な施策:基本目標4 雇用・就労の促進の全事業

相談業務の推進

○障害や悩み事について、「相談できる人がいない」という人が3人に1人の割合となっています。

→こうした「相談できる人がいない」人を減少させる対策を図る必要があります。

対応する主な施策：1-1-2 相談体制の充実、2-1-3 早期教育相談支援事業の利用促進、3-3-1 相談支援事業、3-4-10 相談支援スタッフの資質向上

情報提供体制の充実

○障害のある児童の教育等に関わる困ったことについて、筆頭に「障害や福祉サービスについての情報が少ない」が挙げられていますが、このほか、息抜きの日や預かってくれるサービスがないなど多岐にわたる項目が挙げられています。また、「サービスに関する情報の提供」についての評価点は、サービス利用に関する項目の中で最も低い状況にあります。

→こうしたサービス等に関する情報については、必要とする人に確実に提供されることが必要です。サービスの利用は本人の申請を基本としますが、必要なサービスが必要な対象者に十分周知されることが不可欠の前提であり、情報提供体制の見直しや充実が課題となっています。

対応する主な施策：3-1-1 情報提供の充実、5-2-1 コミュニケーション支援事業、5-2-2 声の広報配布事業、5-2-3 ホームページのバリアフリー化の推進

外出行動の支援・交通手段の確保

○「バリアフリーのまちづくり」や「交通・移動手段の確保」施策については、全施策項目の中で最も低い評価点となっています。障害のある人の外出時の交通手段として乗用車の利用が多数に上っていますが、当市においては、移動支援事業をはじめシャトルバスやデマンドタクシーの運行などにより、障害のある人の外出支援・交通手段の確保に努めています。

→こうした交通施策を外出行動の支援対策として、今後も引き続き、利用者のニーズに基づき、きめ細かく充実していくことが重要です。

対応する主な施策：3-4-19 コミュニティバスの運行、3-4-20 車いす対応車両の貸出、3-4-21 タクシー利用券の助成と利用促進

共生社会の実現

○共生社会について、障害のある人自身の認知状況はおよそ 5 人に1人以上の割合です。一方、差別や偏見を感じる人は、18歳未満では6割近くありますが、年齢が高いほど少なくなり、65歳以上では2割以下の状況にあります。差別や偏見を感じる場合は、「近隣社会」が最も多く過半数の現状です。

→共生社会の実現には、障害のある人のあらゆる面での社会参加が不可欠ですが、他方において、地域社会の障害を理由とする差別や偏見を解消するための啓発・広報が重要な課題です。

対応する主な施策：6-2-7 障害者虐待防止の啓発・広報、6-4-1 盲導犬、聴導犬、介助犬に対する理解促進、6-4-2 福祉教育の推進、6-4-4 障害の理解・啓発

災害時対策の強化

○災害時の避難場所を知らない人が年齢や障害にかかわらず4割以上、また、独力で避難できないと思う人が4割以上の現状です。

→今後、こうした情報の提供とともに、日頃の避難訓練への参加の促進、災害時要援護者登録制度の普及などの推進を図ることが必要です。

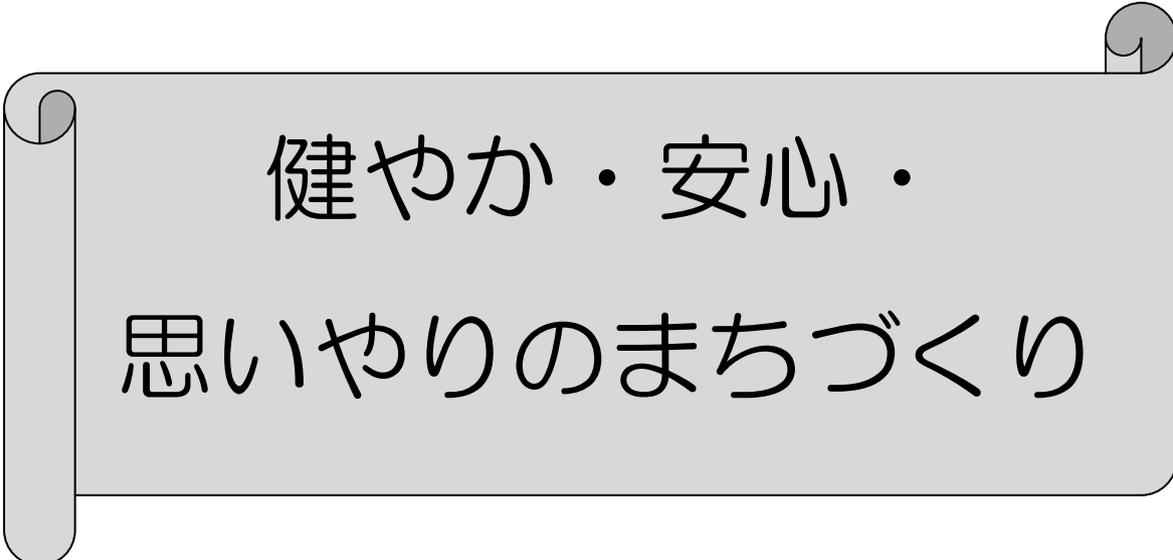
対応する主な施策：6-2-1 障害者に配慮した地域防災計画の策定、6-2-2 情報伝達と避難支援の確保、6-2-7 災害時要援護者「避難支援プラン」策定の検討

第3章

計画の理念・基本目標

1 計画の理念

本計画の理念は、前期計画から引き続き、次のとおりとします。



健やか・安心・
思いやりのまちづくり

○障害のある人や障害のある児童が、生涯をとおしてその人らしく健やかに安心して暮らしていけるように、まちづくりを進めます。

また、障害のある人の自己決定と自己選択により、自立と地域生活を支え、社会参加を促進できるように、まちづくりを進めます。

障害のある人も障害のない人も、ともに生きる「共生社会」は、相互の人格と個性を尊重して、支えあい、思いやりと暖かいふれあいに満ちた地域社会です。このようなノーマライゼーションのまち・地域づくりを本計画は目指しています。

【ノーマライゼーション】

障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し支え合いながら、地域の中でともに生活する社会こそが当たり前の社会であるという考え方。また、障害者基本法では「すべての障害者は、社会を構成する一員として、社会・経済・文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする」とされ、障害者施策の基本理念となっています。

2 計画の基本目標

この計画では、理念を実現するために、次の6つの基本目標を設定します。

- **基本目標1 保健・医療の充実**
安心して健康な生活をおくる
- **基本目標2 教育・育成の充実**
明るく希望に満ちてどの子どもかがやく
- **基本目標3 自立生活の支援**
総合的な支援サービスで自立と地域生活を支援
- **基本目標4 雇用・就労の促進**
いきいきと働ける場を確保する
- **基本目標5 社会参加の促進**
だれもが生きがい感をもって社会参加
- **基本目標6 住みよいまちづくりの推進**
ともに暮らす住みよい共生社会をつくる

3 施策の体系（一覽）

基本目標1 保健・医療の充実

施策の方向		事業
1 保健事業・障害予防の充実	1-1-1	乳幼児の各種健診
	1-1-2	相談体制の充実
	1-1-3	にこにこ教室
	1-1-4	おもちゃ図書館
	1-1-5	障害児施設による療育指導
	1-1-6	特定健康診査・特定保健指導
	1-1-7	障害の発生予防
	1-1-8	訪問指導等の充実
	1-1-9	障害者専門の歯科治療
2 こころの病の予防・支援対策の推進	1-2-1	「こころの相談」事業の充実
	1-2-2	地域活動支援センター事業の充実
	1-2-3	グループホーム等の利用促進
	1-2-4	訪問系サービスの利用促進
	1-2-5	保健福祉サービスの周知
3 地域リハビリテーションの充実	1-3-1	自立支援医療費の給付
	1-3-2	県福祉相談センターとの連携
	1-3-3	難病患者の支援
	1-3-4	高次脳機能障害を持つ人への支援
	1-3-5	地域リハビリテーションの連携
	1-3-6	保健・福祉と連携した医療

基本目標2 教育・育成の充実

施策の方向		事業
1 障害児の育成支援	2-1-1	保育所の整備促進
	2-1-2	幼稚園への要請
	2-1-3	早期教育相談支援事業の利用促進
	2-1-4	保育士等の資質向上
	2-1-5	適正な就学指導の実施
	2-1-6	専任相談員の配置
	2-1-7	巡回教育相談事業・特別支援学校体験入学の広報
2 特別支援教育の推進	2-2-1	特別支援学級の充実
	2-2-2	障害児の放課後支援対策（学童保育）
	2-2-3	教員の資質向上
	2-2-4	学校施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化

2 特別支援教育の推進	2-2-5	医療機関との連携
	2-2-6	教育支援センターの相談事業
	2-2-7	就労に向けた職業訓練教育および進路指導
	2-2-8	一貫した指導対応による教育
	2-2-9	体験活動の実施

基本目標3 自立生活の支援

施策の方向		事業
1 障害福祉サービス等の円滑な推進	3-1-1	情報提供の充実
	3-1-2	医療・保健・福祉の連携によるサービス提供体制
	3-1-3	地域自立支援協議会の充実
	3-1-4	指定障害福祉サービス事業者等の質的向上
	3-1-5	障害程度区分認定・サービス支給決定
2 障害福祉サービス等の基盤整備	3-2-1	自立支援給付
	3-2-2	障害福祉サービスの供給確保
3 地域生活支援事業の充実	3-3-1	相談支援事業
	3-3-2	コミュニケーション支援事業
	3-3-3	日常生活用具給付等事業
	3-3-4	移動支援事業
	3-3-5	地域活動支援センター事業
	3-3-6	訪問入浴サービス事業
	3-3-7	日中一時支援事業
	3-3-8	自動車運転免許取得・改造費助成事業
	3-3-9	更生訓練費給付事業
	3-3-10	施設入所者就職支度金支給事業
	3-3-11	在宅障害者一時介護事業
4 日常生活を支援する事業の充実	3-4-1	地域ケアシステムの活用
	3-4-2	茨城県発達障害者支援センターとの連携
	3-4-3	家庭児童相談室の充実
	3-4-4	県が実施している事業の情報提供
	3-4-5	地域包括支援センターの活用
	3-4-6	「耳マーク」の設置
	3-4-7	児童の支援ネットワークの構築
	3-4-8	福祉ネットワークの構築
	3-4-9	人材の確保
	3-4-10	相談支援スタッフの資質向上
	3-4-11	市職員の資質向上
	3-4-12	ケアマネジメント体制の整備
	3-4-13	日常生活自立支援事業
	3-4-14	成年後見制度利用支援
	3-4-15	関連制度の周知及び拡充要請
	3-4-16	障害者に対応した選挙への推進

	3-4-17	障害者施設等の地域への開放の推進
	3-4-18	発達障害者へのサービスの検討
	3-4-19	コミュニティバスの運行
	3-4-20	車いす対応車両の貸出
	3-4-21	タクシー利用券の助成と利用促進
5 生活安定・経済的自立の支援	3-5-1	心身障害者扶養共済制度の普及
	3-5-2	生活福祉資金制度等の充実
	3-5-3	医療福祉費助成の周知
	3-5-4	難病患者福祉見舞金の支給
	3-5-5	診断書料の助成
	3-5-6	障害基礎年金の支給
	3-5-7	特別障害者手当支給
	3-5-8	特別児童扶養手当支給
	3-5-9	税や各種割引・減免制度の周知

基本目標4 雇用・就労の促進

施策の方向		事業
1 雇用・就労の場の拡大	4-1-1	茨城県南部障害者雇用センターとの連携
	4-1-2	「茨城県立産業技術専門学院」との連携
	4-1-3	「茨城障害者職業センター」との連携
	4-1-4	ハローワーク土浦との連携
	4-1-5	「障害者雇用促進月間（9月）」の広報・啓発
2 職業リハビリテーションの推進	4-2-1	トライアル雇用とジョブコーチ支援の利用促進
	4-2-2	施設入所者就職支度資金の普及
	4-2-3	就労継続支援事業の推進
	4-2-4	地域活動支援センターの活用
	4-2-5	知的障害者職親委託制度の拡充

基本目標5 社会参加の促進

施策の方向		事業
1 文化・スポーツ活動等の振興	5-1-1	地域のスポーツ・レクリエーション活動推進
	5-1-2	スポーツ大会の開催
	5-1-3	県等主催の各種大会の支援
	5-1-4	スポーツ・レクリエーション活動の場の提供
	5-1-5	図書館の利用拡大
	5-1-6	公共文化施設の減免等の整備
	5-1-7	障害者が参加しやすい行事の開催
	5-1-8	障害者の作品発表機会の拡充
	5-1-9	地域活動支援センターの文化活動
	5-1-10	成人式の手話通訳者配置
	5-1-11	県等主催の文化・芸術事業の支援

2 地域情報提供の充実	5-2-1	コミュニケーション支援事業（地域生活支援事業）
	5-2-2	声の広報配布事業
	5-2-3	ホームページのバリアフリー化の推進

基本目標6 住みよいまちづくり

施策の方向		事業
1 バリアフリーの生活環境整備	6-1-1	居住の場の整備
	6-1-2	在宅サービスの充実
	6-1-3	「バリアフリー法」と茨城県ひとにやさしいまちづくり条例による施設整備
	6-1-4	公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化
	6-1-5	障害者のシンボルマークの広報・周知
	6-1-6	公園施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化
	6-1-7	神立駅周辺のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化
	6-1-8	道路等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化
	6-1-9	信号機のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化
2 災害時支援対策等の推進	6-2-1	障害者に配慮した地域防災計画の策定
	6-2-2	情報伝達と避難支援の確保
	6-2-3	緊急通報システム事業の充実
	6-2-4	社会福祉施設の防災対策強化
	6-2-5	災害見舞金の支給
	6-2-6	広報・啓発の充実
	6-2-7	災害時要援護者「避難支援プラン」策定の検討
	6-2-8	障害者虐待防止対策の推進
3 地域支援体制の整備	6-3-1	社会福祉協議会との連携
	6-3-2	ボランティア活動の振興
	6-3-3	障害者団体等の活動の振興
4 障害のある人についての理解の促進	6-4-1	盲導犬、聴導犬、介助犬に対する理解促進
	6-4-2	車いす・白杖等に対する理解促進
	6-4-3	福祉教育の推進
	6-4-4	障害の理解・啓発

第4章 施策の展開

(障害者計画)

基本目標 1 保健・医療の充実

現 状

障害のある人では、更生医療・育成医療・精神通院などの自立支援医療や難病の治療、その他の疾病等により、医療を受けている人は多数います。

また、障害の原因として、脳血管障害をはじめ疾病を挙げる人は最も多い現状があり（アンケート結果）、疾病予防が障害予防としても重要となっています。

一方、ストレス等によりだれでもかかる可能性のあるうつ病などこころの病は、広範に広がっていることが懸念され、地域の精神保健対策の充実が求められています。

当市の「保健・医療・福祉の連携」に関わる施策の満足度は 26.9%、不満度は 16.8%で、比較的他の施策項目よりも満足度の高い結果となっています。

目 標

障害のある人の生命と健康を維持し、障害を軽減するために、医療費の助成、難病対策やリハビリテーションの充実を図ります。

また、発達障害を含めて障害の早期発見・早期対応等の保健事業の充実、障害の原因に対応した疾病対策等障害予防の推進とともに、うつ病等こころの病の予防と精神疾患等の正しい理解について地域の精神保健対策を推進します。

保健・医療施策と福祉施策の効果的な連携を推進し、保健・医療・福祉のネットワークを充実します。

施策の方向	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健事業・障害予防の充実 2 こころの病の予防・支援対策の推進 3 地域リハビリテーションの充実
--------------	---

施策の方向 1 保健事業・障害予防の充実

障害のある児童の早期療育に向けて障害の早期発見や予防のために健康診査・保健指導・相談事業等の母子保健及び学校保健施策などを実施します。特に、乳幼児期・児童期等における発達障害の早期発見・早期対応に努めます。

脳血管障害等の疾病を原因として障害を持つことになった人や高齢期で障害を持つ人が多い現状から、疾病や要介護状態になることを防止するために、若いうちからの生活習慣病対策、介護保険事業・地域支援事業（介護予防事業）の充実に努めるとともに、特定健診・特定保健指導を推進します。

【施策】(担当課:社会福祉課、健康増進課、社会福祉協議会)

1-1-1 乳幼児の各種健診

○「5ヶ月健康診査」から「3歳児健康診査」まで5回の発達段階に応じた健康診査をはじめ、各種乳幼児健康診査で障害の早期発見に努めるとともに、家庭訪問等により未受診者対策の強化を図ります。

1-1-2 相談体制の充実

各種乳幼児健診後に、障害の疑われる乳幼児に対して保健所で実施している「発達相談」や医療機関での精密検査を勧めるとともに、経過観察が必要とされた乳幼児への相談指導體制の充実に努めます。

1-1-3 にこにこ教室

主に発達のおくれのみられる乳幼児を対象に実施している「にこにこ教室」に言語聴覚士等の専門職員を配置し、検診後のフォロー体制の充実に努めます。

1-1-4 おもちゃ図書館

おもちゃ図書館の活動を推進し、障害児の発達を支援します。今後はより多くの障害児から利用されるよう事業の周知を図ります。

1-1-5 障害児施設による療育指導

障害児保育を行っている保育所において障害児施設職員による療育指導を継続します。

1-1-6 特定健康診査・特定保健指導

40歳以上の方を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健診及び生活習慣病改善を目的とした特定保健指導を実施します。

1-1-7 障害の発生予防

障害の発生予防に向けて、心身の健康づくりに関する各種講座等、健康教育の充実を図り、健康管理意識の向上、疾病の予防知識の普及に努めます。

1-1-8 訪問指導等の充実

在宅保健サービスとして必要に応じてご家庭を訪問し、健康管理等の相談を行います。

1-1-9 障害者専門の歯科治療

障害児・者の歯科治療として、県の歯科医師会で実施している「土浦歯科センター」の利用促進を図ります。

施策の方向2 こころの病の予防・支援対策の推進

こころの問題はだれにも起こりうることから、地域における県の精神保健事業等と連携を進め、特にうつ病についての正しい知識を普及し、こころの病の予防と治療に向けた相談体制の整備を推進します。

また、精神障害者の地域生活を支援する障害福祉サービス等の周知と利用の促進を図ります。

【施策】（担当課：社会福祉課、健康増進課）

1-2-1 「こころの相談」事業の充実

精神保健福祉士、保健師等が障害者とその家族を対象に実施している「こころの相談」事業の充実に努めます。

1-2-2 地域活動支援センター事業の充実

日中過ごす場の確保として地域活動支援センターの活用を推進します。

1-2-3 グループホーム等の利用促進

退院後の地域生活への地域移行支援のため、グループホーム等の利用促進を図ります。

1-2-4 訪問系サービスの利用促進

地域生活支援のため、ホームヘルプサービスや訪問介護等、精神障害者を対象とした訪問系サービスの利用促進を図ります。

1-2-5 保健福祉サービスの周知

精神障害者福祉手帳の取得や自立支援医療の利用等のほか、保健福祉サービス・制度の周知を強化します。

施策の方向3 地域リハビリテーションの充実

障害者自立支援法による自立支援医療制度（更生医療・育成医療・精神通院医療）を円滑に推進するとともに、難病患者の支援事業や高次脳機能障害（注1）を持つ人への相談・情報提供などの支援を行います。

また、茨城県の「地域リハビリテーション事業（注2）」と連携して、保健センターの機能の活用を図り、障害のある人の地域におけるリハビリテーションの充実に努めます。

注1: 高次脳機能障害

高次脳機能障害とは、交通事故による外傷性脳損傷や脳卒中による脳血管障害などの後遺症として、記憶や感情など、いわゆる「高次」の脳の機能が損なわれる障害です。現在のところ、まだまだ社会的認知度が低い障害であるため、身体障害を伴わない場合など、周囲から障害であることを理解してもらえず、誤解を受けることも少なくありません。

注2: 県地域リハビリテーション事業

高齢者や障害のある人の寝たきりを予防し、地域社会で自立した生活を送ることができるよう、「地域リハビリテーション・ステーション」が中心となって、地元の病院や診療所、訪問看護ステーション、老人保健施設等関係機関との連携協力体制を確立し、県民の円滑な転院や安心できる在宅復帰、居宅での訪問リハビリなどを支援するネットワークづくりを推進しています。

【施策】（担当課：社会福祉課、長寿福祉課、健康増進課）

1-3-1 自立支援医療費の給付

身体に障害のある人や障害のある児童の障害の軽減等のために行う医療（更生医療・育成医療）及び精神通院医療の自立支援医療費の的確な給付に努めます。

1-3-2 県福祉相談センターとの連携

県福祉相談センターで実施している「巡回相談」などの医学的な相談事業の活用を図る等、連携に努めます。

1-3-3 難病患者の支援

難病患者の支援については、医療機関や保健所、県難病相談・支援センター等と連携し、支援の方法について検討していきます。

1-3-4 高次脳機能障害を持つ人への支援

高次脳機能障害についての広報等を行うとともに、この障害を持つ人に向けた相談・情報提供等の支援を行います。

1-3-5 **地域リハビリテーションの連携**

県地域リハビリテーション事業との連携を促進し、当市の地域リハビリテーション体制の充実に努めます。

1-3-6 **保健・福祉と連携した医療**

○障害を発見した後、早期治療、リハビリテーションの実施、福祉サービスの提供等一連の対応を効果的に進めるため、医療・保健・福祉の連携強化のための体制について検討していきます。

基本目標 2 教育・育成の充実

現 状

障害のある児童の教育についての要望には、「教育と就労との連携」をはじめ、「就学前の相談体制の充実」や「長期休暇時や放課後の児童の活動の場」など多岐に渡っています。

こうした障害のある児童の年齢に対応したきめ細かな育成支援及び特別支援教育の推進に加えて、発達障害児についての支援方策の充実、学校施設のバリアフリー化など教育環境の充実が求められます。

また、障害のある児童の教育期間終了後の対策として、一般企業への就職促進・職業開拓などの働く場の確保とともに、就労移行支援対策、職業訓練等働く意欲に応えられる雇用・就労対策の充実が課題です。

障害児の療育・教育についての満足度は6.6%、不満度は13.9%で、その他の項目もあわせて障害のある児童についての支援対策は全般的に強化充実が求められます。

目 標

すべての障害のある児童の乳幼児期から教育期間終了後の就労対策をはじめ、人生の節目となる主なライフステージごとに、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関が連携して、切れ目なく総合的・継続的に対応できるように支援ネットワークの構築を目指します。

発達障害児については、年齢に対応して一貫した個別の教育・育成ができるような相談体制及び支援体制の整備を図ります。

施策の方向

- 1 障害児の育成支援
- 2 特別支援教育の推進

施策の方向 1 障害児の育成支援

障害のある児童に対しては、乳幼児健診等による早期発見に努め、できるだけ早期のうち、特に乳幼児期に障害に対応した適切な治療と生活指導訓練を行うことができるように、障害児保育や地域の療育体制の整備を進めます。

また、療育や就学、各種の福祉サービス等の活用に向けて、個別の継続的総合的な支援計画の作成等障害のある児童を対象とする療育・教育機関と連携した特別な相談体制の整備に努めます。

なお、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援などの障害のある児童の通所支援については、今後、市の業務として推進します。さらに児童発達支援センターの設置を検討していきます。

【施策】（担当課：子ども福祉課、学校教育課）

2-1-1 保育所の整備促進

○保育所において、より多くの障害児を受け入れられるよう保育士の増員や施設整備に努めます。

2-1-2 幼稚園への要請

幼稚園での障害児受け入れが可能となるよう方法について検討します。

2-1-3 早期教育相談支援事業の利用促進

特別支援学校（旧盲学校・旧ろう学校）で実施している0歳児からの「早期教育支援相談事業」の利用促進を図ります。

2-1-4 保育士等の資質向上

障害児保育を実施するにあたっては、保育士の障害児保育研修などを受講させる等、障害児保育の質の向上を図ります。

2-1-5 適正な就学指導の実施

医療機関や保健センター、療育機関その他関係機関等との連携強化を図り、障害の程度、種類に応じた適正な就学指導の実施に努めます。

2-1-6 専任相談員の配置

専任の相談員を配置し、定期的に障害のある幼児児童生徒を対象とした就学相談の充実を図ります。

2-1-7 巡回教育相談事業・特別支援学校体験入学の広報

県の教育委員会が実施している障害児巡回教育相談事業や特別支援学校体験入学等の周知及び利用促進を図ります。

施策の方向2 特別支援教育の推進

特別支援学校等との連携により、小学校・中学校に配置されている特別支援教育コーディネーターをはじめ、一般教職員の障害のある児童についての理解を深める研修や交流会の実施に努めます。また、発達障害のある児童を含めて対象とする「通級による指導」や特別支援学級の充実、障害児学習指導員の配置に努めるなど特別支援教育を推進します。

障害のある児童が支障なく学校生活をおくれるように学校施設のバリアフリー化を促進します。

また、障害のある児童の社会性や豊かな人間性を育成し、地域の人々や子どもたちの障害のある児童に対しての理解を広めるために、地域における自然体験活動等の実施、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動などへの参加を通して特別支援学校や小中学校の児童生徒との相互交流活動を行います。

注：学校施設バリアフリー化推進指針(平成16年3月文部科学省)
新規建設の場合には、児童生徒、教職員、保護者、地域住民等の多様な人々が利用しやすいように、ユニバーサルデザインの観点から計画・設計するよう努めること、また、既存施設においても同様に段階的な整備を行うなど、計画的にバリアフリー化を推進することが重要としています。

【施策】(担当課：子ども福祉課、学校教育課、社会福祉課、社会福祉協議会)

2-2-1 特別支援学級の充実

特別支援学級については、各児童・生徒の教育ニーズを把握し、個別の支援計画を作成し、個に応じた指導を進めていきます。

2-2-2 障害児の放課後支援対策（学童保育）

障害児の健全育成及び保護者の就労等を支援するため、放課後児童健全育成事業の利用機会の確保について検討していきます。

2-2-3 教員の資質向上

障害児教育にあたる教職員ばかりではなく、全ての教職員に対する特別支援教育の知識・技術の向上を図るとともに、近隣の特別支援学校との連携を図り、専門的なアドバイスのもとに適切な教育を行っていきます。

2-2-4 学校施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化

市内の小中学校では、スロープ等の設置、学校介助員の配置等を進めていくなど、障害のある児童・生徒が学習や生活面で支障をきたさないように学校施設や教育関連施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めるとともに、情報機器等学習を支援する機器・設備等の整備を図っていきます。

2-2-5 医療機関との連携

医療機関との連携に努めるなど、障害児一人ひとりの特性や発達段階に応じたきめ細かな教育の充実を図れるよう、関係機関に働きかけていきます。

2-2-6 教育支援センターの相談事業

市の教育支援センターにおいて実施している、子育てや不登校に関する相談の充実を努めます。

2-2-7 就労に向けた職業訓練教育および進路指導

教育課程や現場実習の充実等、就労訓練に結びつく特色ある後期中等教育の充実を図るとともに、教育機関・企業・福祉関係者等との連携を強化し、障害者の職域拡大を図るなど、進路指導の充実を努めます。

2-2-8 一貫した指導対応による教育

就学前から卒業まで、可能な限り一貫した指導対応ができるよう学校間及び関係機関との連携強化に努めます。

2-2-9 体験活動の実施

中学校区を単位として、特別支援学級に在籍する児童・生徒が合同で行う体験活動（宿泊学習等）実施に努めます。

基本目標 3 自立生活の支援

現 状

障害者自立支援法によるサービス体系で、自立支援給付としては、障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）、自立支援医療費、補装具費等に区分されます。このほか、地域生活支援事業には、これまでの在宅福祉サービスなど各種の市の事業を位置づけています。

障害者自立支援法に基づく各種のサービスは、障害福祉計画において数値目標を設定して推進しています。「障害や福祉サービスなどの相談体制」についての満足度は 21.6%、不満度は 18.7%です。（アンケート結果）

今後、こうした障害のある人に関わる制度やサービスの全般的な満足度の向上を図るとともに、なお一層の地域での自立生活と社会参加を促進する支援対策の充実が課題です。

目 標

障害福祉サービスや地域生活支援事業等の各種サービスの基盤整備を進め、障害者自立支援法による制度の円滑な運営を図ります。当面、強化された相談支援事業の計画的充実を図ります。また、障害のある人の自立した暮らしと地域生活を支援するため、日常生活を支援する各種の事業等を含めて総合的な支援の仕組みの確立を目指します。

施策の方向	1 障害福祉サービス等の円滑な推進 2 障害福祉サービス等の基盤整備 3 地域生活支援事業の充実 4 日常生活を支援する事業の充実 5 生活安定・経済的自立の支援
--------------	--

施策の方向 1 障害福祉サービス等の円滑な推進

障害福祉サービスの利用申請の受付、認定調査、障害程度区分認定審査会の運営、障害程度区分の認定など、サービスの支給決定に関わる制度を円滑に推進します。特に、サービス利用の窓口となる「相談支援事業」（地域生活支援事業）の充実に努めます。

また、指定事業者等のサービスの質の向上に向けて利用者本位の立場に立って事業運営されるようにします。サービスの利用にあたっては、苦情処理制度^(注1)や利用者負担軽減措置制度^(注2)等の周知に努めます。

法定化された自立支援協議会のネットワーク機能を活用し、就労支援や虐待防止対策等の役割を強化するように図ります。

注 1: 苦情処理制度

障害程度区分認定や支給決定について苦情や不服がある場合は、県の「障害者介護給付費等不服審査会」へ審査請求ができます。それ以外の苦情や不服については、県の「運営適正化委員会」が苦情処理機関となっています。

注 2: 利用者負担軽減措置制度

障害福祉サービスの利用者負担には、所得に応じた月額負担上限額や世帯での合算額に対する高額障害福祉サービス費制度、食費・高熱水費の実費負担に対する補足給付などが定められています。

【施策】（担当課：社会福祉課、長寿福祉課、健康増進課、社会福祉協議会）

3-1-1 情報提供の充実

障害者が福祉サービスや制度について、変更があっても安心して福祉サービスを利用できるように情報提供の充実に図ります。

3-1-2 医療・保健・福祉の連携によるサービス提供体制

医療・保健・福祉の連携によるサービス提供体制の充実に図るため、関係機関や市の関係各課等が情報の共有化を図り、あらゆる方面から充実した支援ができるように努めます。

3-1-3 地域自立支援協議会の充実

相談支援事業の中立・公平性の確保と困難事例への対応、就労支援や虐待防止等に関わる関係機関のネットワークを活用して、中核機関としての役割を充実します。また、就労支援、虐待防止、こども支援、地域移行支援等の専門部会の設置を検討します。

3-1-4 指定障害福祉サービス事業者等の質的向上

サービス事業者に対して、障害福祉サービス等の質の向上に向けて「茨城県福祉サービス第三者評価事業（注）」を受けるように進めま
す。

注：茨城県福祉サービス第三者評価事業

社会福祉法の規定により、社会福祉事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が専門的・客観的立場から評価するもので、県が事務局となり、「推進機構」を設置して事業を推進しています。

3-1-5 障害程度区分認定・サービス支給決定

認定調査員の調査結果をもとに障害程度区分の一次判定を行い、「障害程度区分認定審査会」の二次判定結果を踏まえて、障害程度区分の認定を行います。また、利用者の意向による利用計画に基づき介護給付の支給決定（訓練等給付は暫定支給決定）を行います。

施策の方向2 障害福祉サービス等の基盤整備

自立支援給付は、①介護給付費（特例含む）、②訓練等給付費（特例含む）、③サービス利用計画作成費、④高額障害福祉サービス費、⑤特定障害者特別給付費（特例含む）、⑥自立支援医療費、⑦療養介護医療費、⑧基準該当療養介護医療費、⑨補装具費の支給とされており（法第6条）、これらのサービスの円滑な実施を図ります。

障害福祉圏域等広域的対応（注）を含めてサービス見込み量を確保供給できるように図ります。

特に、制度改正によって新しく位置づけられた訪問系サービスの「同行援護」については、障害福祉計画によるサービス見込み量の確保に努めます。なお、児童デイサービスは、平成24年度から自立支援給付から児童福祉法による新サービスに組み替えられました。

基盤整備の一環として、当市で障害福祉サービスや地域生活支援事業等各種サービスの施設・事業所の開設を希望する事業者に対して、情報提供等必要な便宜を図るように努めます。

注：障害福祉圏域

茨城県の障害福祉圏域は、茨城県保健医療計画の二次医療圏と同じ圏域とされており、当市は土浦市や石岡市などと「土浦障害福祉圏域」を構成しています。（いばらき障害者いきいきプラン）

【施策】（担当課：社会福祉課）

3-2-1 自立支援給付

障害者自立支援法に基づき、自立支援給付を行います（別表）。また、自立支援給付制度の定着と円滑な実施に向けて、広報・周知を行います。

3-2-2 障害福祉サービスの供給確保

介護給付・訓練等給付サービス必要量を確保・供給できるように、既存事業所の新規事業への円滑な移行を促進するとともに、県及び近隣市町村等と連携して障害福祉圏域等広域的対応を推進します。

<自立支援給付の概要>

区分	サービス名	サービス内容	
訪問系サービス	介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
		同行援護	移動に著しく困難のある重度の視覚障害者の外出時に同行し、移動の支援を行います。
		行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
		重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系サービス	介護給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
		療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
		短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。(機能訓練と生活訓練があります。)
		就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(A型＝雇用契約を結ぶ型、B型＝雇用契約を結ばない型があります。)
居住系サービス	給付 訓練等 介護給付	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
		共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
		施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
補装具費の支給		義肢、装具、車いす等の補装具の購入・修理に要した費用を支給します。	

訪問系サービス：在宅で訪問を受け利用するサービス。

日中活動系サービス：入所施設等で昼間の活動を支援するサービス。

居住系サービス：入所施設等で住まいの場におけるサービス。

施策の方向3 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、障害者自立支援法において、自立支援給付とともに、障害のある人の地域での生活を総合的に支援する一翼を担う事業として位置づけられており、5種類の法定必須事業（相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業）及び市町村の任意事業に区分されています。

今後も法定必須事業の充実を図るとともに、任意事業については従来から実施していた事業を基本に、地域生活を支援する視点から事業の充実を図ります。

特に、相談支援事業については、障害福祉サービス等を利用するすべての障害のある人や児童を対象とした「計画相談支援」や「地域移行支援・地域定着支援」などの実施を図るため、体制整備に努めます。また、基幹相談支援センターの設置を検討します。

【施策】（担当課：社会福祉課）

3-3-1 相談支援事業

障害のある人、その介護者、障害のある児童の保護者等からの相談に応じ、情報提供、助言、サービス事業所等との連絡調整などを総合的に行います。

<計画相談支援> 障害福祉サービス等の利用者を対象として3年間で段階的に実施していきます。

<地域移行支援・地域定着支援> 施設入所や病院に入院している障害のある人等の地域生活を支援します。

3-3-2 コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う人の派遣などを行います。

3-3-3 日常生活用具給付等事業

重度障害のある人等に対し、自立生活支援用具等日常生活用具の給付又は貸与を行います。

3-3-4 移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。

3-3-5 地域活動支援センター事業

障害のある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

3-3-6 訪問入浴サービス事業

入浴に介助を必要とする在宅で重度の障害のある人に対し、その居宅を訪問し浴槽を提供し入浴の介護を行います。

3-3-7 日中一時支援事業

障害のある人の日中における活動の場所を確保し、日常的に介護している家族の就労支援、一時的な休息を図ります。

3-3-8 自動車運転免許取得・改造費助成事業

身体障害者の自動車運転免許取得費用や自動車改造費用について助成し、就労及び社会参加を支援します。

3-3-9 更生訓練費給付事業

○施設に入所し、更生訓練を受けている方に対し、職業訓練等に必要な文房具、参考書等を購入する費用を支給します。

3-3-10 施設入所者就職支度金支給事業

○施設に入所または通所しての方が訓練を終了し、就職等により自立するにあたり就職支度金を支給します。

3-3-11 在宅障害者一時介護事業

在宅の障害のある人や児童を家族の就労支援や一時的な休息を支援するため、在宅で介護します。

施策の方向4 日常生活を支援する事業の充実

地域において障害のある人を支えるための事業として、これまで、サービス提供の基礎となる障害者手帳の交付や相談事業、マンパワーの確保、介護保険サービスとの調整事務や各種の障害者関連高齢福祉事業などを実施してきており、今後も、こうした事業の充実に努めます。

【施策】（担当課：総務課、社会福祉課、長寿福祉課、子ども福祉課、健康増進課、社会福祉協議会、企画課）

3-4-1 地域ケアシステムの活用

地域ケアシステムの活用により在宅で援助を必要とする障害者に対し、地域の見守り活動等の支援に努めます。

3-4-2 茨城県発達障害者支援センターとの連携

発達障害者（自閉症、学習障害者、注意欠陥多動性障害等）への専門相談機関である「茨城県発達障害者支援センター」（茨城町）との連携を図り、発達障害者への相談支援体制の強化に努めます。

3-4-3 家庭児童相談室の充実

家庭児童相談室における相談業務を充実していくとともに、迅速な対応ができるよう他の相談機関と連携強化を図ります。

3-4-4 県が実施している事業の情報提供

県が実施している各種相談事業について広報・周知に努めます。

3-4-5 地域包括支援センターの活用

介護保険事業における地域包括支援センター（平成18年設置）等を活用した相談体制の整備を検討していきます。

3-4-6 「耳マーク」の設置

市役所に設置している「耳マーク」により、耳の不自由な方に対して適切な窓口対応や相談支援、周知に努めます。

3-4-7 児童の支援ネットワークの構築

子どもやその家庭に対する決め細かな支援のため、福祉・保健・医療・教育・民間団体等とのネットワークを構築し、その活用を図っていきます。

3-4-8 福祉ネットワークの構築

インターネット等による福祉ネットワークの構築、普及とその活用に努め、相談支援が全ての障害に対応できるよう検討します。

3-4-9 人材の確保

社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、社会福祉主事、各種機能訓練士などの人材確保に努めます。

3-4-10 相談支援スタッフの資質向上

相談支援体制の強化を図るため、スタッフの各種研修会への参加を促進していきます。

3-4-11 市職員の資質向上

すべての市職員が、障害のある人に配慮しつつ、各自の職務を遂行することができるよう、職員の障害者福祉に関する知識を周知し意識を高めていくよう努めます。

3-4-12 ケアマネジメント体制の整備

障害者一人ひとりのニーズや障害の程度をふまえたサービスの調整等を一貫して行う、ケアマネジメント体制の整備を検討します。

3-4-13 日常生活自立支援事業

知的障害・精神障害のある人や認知症の人が安心して生活が送れるように日常生活に必要な福祉サービスの利用手続きや金銭管理を支援します。

3-4-14 成年後見制度利用支援

身寄りがなく、自ら判断する能力を欠く障害のある人が、申立経費を支払うのが困難な場合に支援します。

3-4-15 関連制度の周知及び拡充要請

年金・各種手当・助成金制度や税金・医療費の負担軽減、公共交通機関の運賃、有料道路の割引制度等について、パンフレットなどを活用して周知を図り、利用を促進するとともに、関係機関に対し制度の拡充について要請していきます。

3-4-16 障害者に対応した選挙への推進

選挙の投票方法における手続等の円滑化及び簡素化等について公職選挙法と照らし合わせながら推進していきます。

3-4-17 障害者施設等の地域への開放の推進

市内にある障害者施設等について地域に開かれた場としての活用が図られ、積極的な交流が行われるように努めます。

3-4-18 発達障害者へのサービスの検討

自閉症等、学習障害、注意欠陥多動性障害等の発達障害者へのサービス活用方法について検討していきます。

3-4-19 コミュニティバスの運行

ノーマライゼーションの理念に基づき、すべての人に利用しやすいコミュニティバスの運行を目指します。

3-4-20 車いす対応車両の貸出

社会福祉協議会による車いす対応車両の貸出事業を推進します。

3-4-21 タクシー利用券の助成と利用促進

タクシー利用券を助成するとともに、その利用促進に努め、移動手段の確保を図ります。

施策の方向5 生活安定・経済的自立の支援

障害基礎年金等の年金制度や特別障害者手当等の各種手当の支給制度は、障害のある人の暮らしを支える土台として重要な役割を果たしています。今後とも、こうした所得保障及び貸付等経済的支援事業の充実を図り、生活の安定と経済的自立を支援します。

【施策】（担当課：社会福祉課、国保年金課、税務課、社会福祉協議会）

3-5-1 心身障害者扶養共済制度の普及

保護者が亡くなった後の障害者の生活安定を図るため、心身障害者扶養共済制度の普及に努めます。

3-5-2 生活福祉資金制度等の充実

生活福祉資金貸与等、経済的支援を目的とした制度・サービスを充実するよう努めます。

3-5-3 医療福祉費助成の周知

経済的負担を軽減することにより必要な医療を継続的に受けられるよう、医療福祉費助成の周知を図ります。

3-5-4 難病患者福祉金の支給

県が実施している医療公費負担制度適用疾病となる難病患者に対して「難病患者福祉金」の支給事業の継続に努めます。

3-5-5 診断書料の助成

身体障害者手帳、精神保健福祉手帳取得の推進と負担軽減を図るため、申請手続きに必要とする診断書料の助成について、手続きの迅速化等、サービスの充実を図ります。

3-5-6 障害基礎年金の支給

国民年金に加入中、一定の保険料納付要件を満たしている人、または老齢基礎年金の受給資格を満たしている方が60歳から65歳になるまでに障害のある人になったとき、または20歳前に障害者になったときに支給します。

3-5-7 特別障害者手当支給

在宅の重度障害のある人に対し、著しく重度の障害によって生ずる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給します。

3-5-8 特別児童扶養手当支給

20歳未満の障害のある児童を在宅で養育する父母又は養育者に対して、手当を支給します。

3-5-9 税や各種割引・減免制度の周知

自動車税（窓口＝県税事務所）住民税・軽自動車税（窓口＝税務課）等の控除や減免、JR・バス・飛行機・タクシー料金、有料道路通行料金、大洗カーフェリー料金などの割引、公共料金等の減免、県立施設等の利用料減免制度についての周知に努めます。

基本目標 4 雇用・就労の促進

現 状

障害のある人で「いま働いている」という人は 23.4%、いま働いていない人で「今後働きたい」という人は 16.5%です。こうした、働く意欲のある人の雇用・就労を促進することが重要な課題です。一方、「就労支援と雇用の場の確保」の満足度は 5.2%、不満度は 19.2%です。

今後、障害のある人の働くことについてのニーズに対応して、雇用・就労の場を確保することや、障害の状況に応じて必要な訓練や指導の充実が求められます。特に障害のある児童では教育期間修了後の就労の場の確保が、社会参加につながる重要な機会になります。一方、働きざかりの年代で疾病や事故により障害を持つことになった人では、社会復帰に向けた保健・医療・福祉施策とともに、職業リハビリテーションの充実が重要です。

今後、雇用確保対策についてハローワーク等との連携の推進や就労移行支援事業、就労継続支援事業などのサービスや制度を活用して、総合的な地域就労支援対策を充実していくことが必要となっています。

目 標

障害のある人のライフステージ・年代に対応した適切な職業リハビリテーションや雇用と福祉施策の連携の強化、雇用・就労の場の確保対策を推進します。ハローワーク等国や県の関係機関との連携により、雇用・就労を通じての自立と社会参加を促進します。

施策の方向

- 1 雇用・就労の場の拡大
- 2 職業リハビリテーションの推進

施策の方向 1 雇用・就労の場の拡大

ハローワークをはじめ地域における学校・企業・関係機関等による連携を強化し、障害の状況に対応した雇用・就労の場の確保対策を推進します。

特に、就労継続支援事業B型における県の「障害者工賃倍増5か年計画^(注1)」と連携して、事業所や企業・関係機関等とのネットワーク構築に努めます。また、在宅で仕事を希望する障害のある人に対しては在宅就業障害者支援制度^(注2)等の活用に努めます。

注1:「茨城県障害者福祉的就労支援計画-障害者工賃倍増5か年計画」(平成20年3月)

平成19年度から23年度までに、①事業所の主体的取り組み、②事業所間や地域・企業等間のネットワークの構築、③企業・官公庁からの発注促進などを指針として、本県工賃水準9,241円(平成18年度)を20,000円とする目標工賃を設定しています。

注2:在宅就業障害者支援制度

在宅で就業する障害者に仕事を発注する事業主を障害者雇用納付金制度で助成。

【施策】(担当課:総務課、社会福祉課、健康増進課、観光商工課、社会福祉協議会)

4-1-1 茨城県南部障害者雇用センターとの連携

茨城県南部障害者雇用支援センターとの連携を深め、情報提供や相談体制の充実を図り、障害者の利用促進に努めます。

4-1-2 「茨城県立産業技術専門学院」との連携

「茨城県立産業技術専門学院」(土浦市等)での障害者職業能力開発事業の活用に努めます。

また、「茨城県立産業技術専門学院」には平成17年4月に設置された「茨城県立産業技術専門短期大学校」(水戸市)については、社会人や身体障害者に開かれた産業技術短期大学校を目指していることから、高度な技術、人材育成機関としての周知を図ります。

4-1-3 「茨城障害者職業センター」との連携

障害者の就労訓練機関として「茨城障害者職業センター」(笠間市)の周知及び連携を図ります。

4-1-4 ハローワーク土浦との連携

ハローワーク土浦と連携し、市内及び近隣市町村の事業者に、法定雇用率の達成と障害者のための職場環境の向上について協力を求めていきます。

4-1-5 「障害者雇用促進月間（9月）」の広報・啓発

国や県等の関係機関と連携して、「障害者雇用促進月間（9月）」を中心に、障害者就職面接会等の広報・啓発活動の充実に努めます。

施策の方向2 職業リハビリテーションの推進

一般雇用が困難な障害のある人の場合は自立支援給付における就労継続支援事業の利用を促進します。一方、福祉施設退所や特別支援学校卒業者等で働く意欲のある人については、自立支援給付の就労移行支援事業により、基礎的な訓練から就職後の定着に至るまでハローワークのトライアル雇用やジョブコーチ支援事業などの雇用施策と連携を進めるなど効果的な支援に努めます。

【施策】（担当課：社会福祉課）

4-2-1 トライアル雇用とジョブコーチ支援の利用促進

福祉施設から一般就労に移行するため、障害者委託訓練事業、障害者試行雇用（トライアル雇用）事業、職場適応援助者（ジョブコーチ）支援などの利用促進を図ります。

4-2-2 施設入所者就職支度資金の普及

福祉入所における訓練・就労移行支援・就労継続支援を利用し、一般就労する場合は就職支度金を助成する事業の普及を図ります。

4-2-3 就労継続支援事業の推進

一般就労が困難な障害者の就労を促進するため、「就労継続支援事業」の推進に努めます。

4-2-4 地域活動支援センターの活用

地域活動支援センターを活用して、障害者の社会的自立を促進するための方策（職業訓練事業等）を検討していきます。

4-2-5 知的障害者職親委託制度の拡充

知的障害者職親委託制度の拡充を図ります。

基本目標 5 社会参加の促進

現 状

共生社会においては、障害の有無にかかわらず地域社会の誰もが、自己選択・自己決定のもとで対等にあらゆる活動に参加、参画することが期待されます。そのうち、地域活動や社会奉仕活動、趣味・娯楽など文化・スポーツ・レクリエーションに関わる活動などは、生きがいや楽しみのある生活を向上させる重要な社会参加活動の一環です。

地域行事や地域活動について、「よく参加する」(6.3%)、「たまに参加する」(16.4%)の合計で22.7%です。他方、「あまり参加しない」(13.6%)、「まったく参加しない」(49.6%)で合計63.2%が現状です。(アンケート結果)

今後、社会参加を促進する環境整備の一環として、広報をはじめ福祉サービスや生活に関わる地域社会の情報提供が重要な課題といえます。

目 標

文化・スポーツ・レクリエーション活動の振興を図り、障害のある人の生きがいや楽しみのある生活を豊かにする施策を進めます。

また、障害のある人の地域社会への参加を促進する基礎として、総合的に地域社会の情報提供を行うように図ります。

施策の方向	1 文化・スポーツ活動等の振興 2 情報提供の充実
--------------	--

施策の方向 1 文化・スポーツ活動等の振興

スポーツ・レクリエーション活動については、障害のある人の生きがいや楽しみを向上させる活動であるとともに、健康の維持・増進、生活習慣病の予防などに資する活動として位置づけ、今後、一層の振興に努めます。

障害のある人の行う各種の文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を支援し、振興に努めるとともに、県や全国大会等の催し物などへの参加を促進します。特に障害のある人の参加促進の視点から、コミュニケーション支援体制や会場配慮等の標準化（注）に努めます。

注：会場配慮等の標準化

例えば、重要な行事を実施する際、駐車場の位置、手話通訳者等の配置、ボランティア配置などの標準的な基準を設定すること。

（1）スポーツ活動の推進

【施策】（担当課：社会福祉課、生涯学習課、スポーツ振興課）

5-1-1 地域のスポーツ・レクリエーション活動推進

障害者が気軽に地域で楽しく参加できるスポーツ・レクリエーション活動の推進に努めます。

5-1-2 スポーツ大会の開催

国際盲人マラソンかすみがうら大会（土浦市等との共催）、地域身体障害者スポーツ大会（県南地区各市等の共催）等の市が主催する大会の充実に努めます。

5-1-3 県等主催の各種大会の支援

県等が主催する茨城県身体障害者スポーツ大会、茨城県ゆうあいスポーツ大会・県等主催の各種大会支援、県の障害者団体が主催する「水の集い」と「山の集い」等の支援に努めます。

5-1-4 スポーツ・レクリエーション活動の場の提供

市内にある資源活用等により障害者のためのスポーツ・レクリエーション活動の場の提供について検討します。

(2) 文化活動の推進

【施策】(担当課：社会福祉課、生涯学習課、公民館、図書館)

5-1-5 図書館の利用拡大

市立図書館が保管している大活字・点字図書、朗読ボランティアの作成したテープなどの利用拡大に努めます。

5-1-6 公共文化施設の減免等の整備

障害者の活動を推進するため、水族館や資料館等の市の施設利用料の免除や減免の制度の整備拡充に努めます。
また、該当する施設のサービス・制度等を整理し、市役所ホームページ等により周知に努めます。

5-1-7 障害者が参加しやすい行事の開催

障害者が参加・出店しやすい「かすみがうら祭」等の行事開催に努めます。

5-1-8 障害者の作品発表機会の拡充

障害者が、製作した作品を展示、紹介する機会の拡充を図ります。

5-1-9 地域活動支援センターの文化活動

市の地域活動支援センター（ワークス事業）において実施している陶芸等の文化活動の充実に努めます。

5-1-10 成人式の手話通訳者配置

成人式等に聴覚障害者が参加する際に、手話通訳者の配置を継続します。

5-1-11 県等主催の文化・芸術事業の支援

県や各障害者団体が主催する障害者文化祭や障害者美術展等の周知を図るとともに、作品出展の参加を促進する等の支援に努めます。

施策の方向 2 地域情報提供の充実

障害のある人への地域社会の総合的な情報提供を保障するための一環として、ホームページのバリアフリー化を推進します。

特に、「情報保障」の満足度向上に向けて、障害福祉サービスをはじめ、本計画に関わる保健医療、教育・育成、雇用・就労、社会参加、まちづくりなど各分野にわたる事業・制度等について、広報や市ホームページの充実に努めます。

【施策】（担当課：社会福祉課、広聴広報課、社会福祉協議会）

5-2-1 コミュニケーション支援事業（地域生活支援事業）

- ・ 聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う人の派遣などを行います。

5-2-2 声の広報配布事業

- ・ 視覚障害の方への広報テープ配布を通じたコミュニケーション支援を行います。今後、点字広報の実施について検討します。

5-2-3 ホームページのバリアフリー化の推進

- ・ 障害のある人向けの情報提供のツールとして充実を図るため、ホームページのバリアフリー化を推進します。（文字の大きさのズーム、画面色の変更、読み上げ機能など）

基本目標 6 住みよいまちづくり

現 状

障害を理由とした差別や偏見を感じる人はほぼ3人に1人、感じない人は約55%でした（アンケート結果再掲）。また、「障害者理解についての啓発・広報」の満足度は8.5%、不満度は22.4%です。

障害のある人にとって住みよいまちづくりをすすめるためには、今後も引き続き、市民の障害のある人への理解についての啓発・広報が重要であるととともに、心のバリアフリーの推進が課題といえます。

これまで、建物については「ハートビル法」、交通・移動環境については「交通バリアフリー法」などの諸法令及び県の「人にやさしいまちづくり条例」により公共施設や道路公園等のバリアフリー化を推進してきましたが、今後は、民間施設等も含めてバリアフリーのまちづくりを一層推進することが必要です。

また、災害時避難対策を含めて障害のある人の防災・防犯対策、虐待防止対策など地域住民を含めた支援体制の整備が課題となっています。

目 標

障害のある人や高齢者、乳幼児などにとって住みよいまちは、誰にとっても住みよいまちであるというユニバーサルデザイン（注）の視点から、快適で安全なまちづくり、生活環境のバリアフリー化を推進するとともに、ボランティア活動や交流活動等の振興により、地域住民の理解と協力を含めた支援体制を充実するように努めます。

注：ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

施策の方向

- 1 バリアフリーの生活環境整備
- 2 災害時支援・防犯対策の推進
- 3 地域支援体制の整備
- 4 障害のある人への理解の促進

施策の方向 1 バリアフリーの生活環境整備

「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえて、市内の公共的施設や集客施設等をはじめ公園・道路など生活・移動環境の点検を実施し、バリアフリー化等の情報提供の充実を図ります。また、こうした点検活動などを踏まえて、バリアフリーのまちづくりを段階的・計画的に推進します。

障害のある人を含むすべての人が安全に安心して歩くことができるように、バリアフリー対応型の信号機の設置等道路・歩道環境の整備、交通安全対策等を関係機関と連携して推進します。

【施策】（担当課：検査管財課、社会福祉課、都市整備課、道路整備課）

6-1-1 居住の場の整備

○障害者の地域での居住の場となるグループホーム、ケアホーム、福祉ホームの整備・拡充について検討します。

6-1-2 在宅サービスの充実

○障害のある人が日常生活においてできるだけ支障なく暮らせるよう「補装具の給付」、「日常生活用具の給付」、「訪問入浴サービス」等の在宅サービスの充実を図ります。

6-1-3 「バリアフリー法」と茨城県ひとにやさしいまちづくり条例による施設整備

「バリアフリー法（高齢者障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）」や「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」等をふまえた民間施設の整備の指導に努めます。

6-1-4 公共施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化

市役所庁舎をはじめとする公共施設への手すり、スロープ、点字案内等の設置等に努め、公共性の高い民間施設・店舗等に対しても障害者に配慮した施設整備を推進します。

6-1-5 障害者のシンボルマークの広報・周知

障害者のシンボルマークについては、市役所に設置されている「耳マーク」の他にも国際的に認められるものや障害者団体の全国的に提唱しているものがあり、それらのマークについても広報・周知に努めます。

6-1-6 公園施設のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化

障害のある人が快適に公園を利用できるようにするため、市内にある公園のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化促進に努めます。

6-1-7 神立駅周辺のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化

神立駅前・周辺等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化整備について土浦市やJR等の関係機関との連携を図り、整備の推進に努めます。

6-1-8 道路等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化

障害者や高齢者の安全な交通を確保するため、歩道の拡幅、段差の切り下げ、誘導ブロックの設置等の整備を推進します。

6-1-9 信号機のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化

市内には市役所千代田庁舎前交差点等に高齢者や障害者に配慮した信号機が設置されていますが、音響式や青延長用押しボタン付信号機等の設備設置を推進し、必要に応じて警察等に要請する等、交通安全の確保に努めます。

施策の方向2 災害時支援対策等の推進

「地域防災計画」により、避難訓練の実施や避難場所の周知、避難体制の整備を図るなど障害のある人を含む災害時要援護者（注1）避難対策を推進するとともに、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（注2）」に基づき、「避難支援プラン」の策定を検討します。

また、障害のある人が消費者犯罪等を含めた各種の犯罪にあわないよう関係機関等と連携し、防犯対策の充実を図ります。

今後、障害のある人への虐待の防止対策、サービス利用者の人権擁護等全般的な課題について、関係機関等との連携を含めた対応システムを地域自立支援協議会等の活用を含めて検討していきます。

特に、障害のある人への虐待防止対策として、障害者虐待防止法（注3）に基づき、市としての取り組み体制を強化するとともに、相談体制や啓発・広報の充実を図ります。

注1:災害時要援護者

高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等で災害時に安全に避難することが困難な人。

注2:災害時要援護者の避難支援ガイドライン

平成18年3月「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」によるガイドライン。

注3:「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

平成23年6月成立、平成24年10月施行予定。虐待の禁止、国・自治体・国民の責務の規定、虐待防止措置等を定めたもの。

【施策】（担当課：総務課、社会福祉課、長寿福祉課、社会福祉協議会）

6-2-1 障害者に配慮した地域防災計画の策定

本市で策定した地域防災計画について、障害者にも配慮した避難・連絡手段の確保等を図り、計画内容の実現に努めます。

6-2-2 情報伝達と避難支援の確保

災害時に円滑な情報伝達及び避難支援を的確に実施できるように努めます。

6-2-3 緊急通報システム事業の充実

急病、事故等で緊急に援助が必要となった場合、速やかな救護活動に対応できるよう、緊急通報システム事業を充実します。

6-2-4 社会福祉施設の防災対策強化

社会福祉施設に対し、防災知識の向上及び意識の啓発を図るよう指導していきます。

また、災害時の受け入れに対応できるよう防災資機材の整備や食料の備蓄の充実を図ります。

6-2-5 災害見舞金の支給

自然災害により死亡した遺族に対して災害弔慰金の支給を、住宅等の全部または一部に災害を受けた被災世帯に対し災害見舞金の支給を継続します。

6-2-6 広報・啓発の充実

防犯・防災に関するパンフレットの配布等により、障害者に対し、防犯・防災に関する知識の普及を図るとともに、市民等に対して障害者への援助に関する広報・啓発等の充実に努めます。

6-2-7 災害時要援護者「避難支援プラン」策定の検討

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、「地域防災計画」を踏まえて「避難支援プラン」の策定を検討します。

6-2-8 障害者虐待防止対策の推進

「障害者虐待防止法」に基づき、啓発・広報を充実するとともに、相談業務や防止措置についての市の取り組み体制を強化します。また、体制整備にあたっては、地域自立支援協議会の活用を検討します。

施策の方向3 地域支援体制の整備

障害のある人の福祉施策の推進にあたり、地域ケアシステムや在宅福祉サービスセンターの活動、ボランティアセンターの運営など重要な役割を果たしている社会福祉協議会と引き続き連携していきます。

また、障害者団体や家族会の活動、各種の福祉に関わるボランティア活動の振興により、地域住民の理解と協力による支援体制の充実に努めます。

【施策】（担当課：社会福祉課、社会福祉協議会）

6-3-1 社会福祉協議会との連携

- ・ 地域ケアシステム推進事業やボランティア活動の振興など地域福祉推進の担い手として位置づけられている社会福祉協議会との連携を強化します。

6-3-2 ボランティア活動の振興

- ・ 「ボランティアセンター」の活動を含めて「障害者プラン」の各分野にわたる連携を推進する中で、多様なボランティア活動の振興に努めます。

6-3-3 障害者団体等の活動の振興

- ・ 障害者団体や家族会等の活動の振興に向けて引き続き支援します。

施策の方向4 障害のある人についての理解の促進

障害者週間（毎年12月3日から9日まで）における国・県等の各種の催し物等と連携して、広報やホームページ等を活用して障害のある人についての理解を促進するための啓発・広報を推進します。

また、子どものうちから共生社会の心を育むために、学校教育における福祉交流教育や福祉体験活動の機会を設定するなどの生涯学習を推進します。

【施策】（担当課：社会福祉課、学校教育課、社会福祉協議会）

6-4-1 盲導犬、聴導犬、介助犬に対する理解促進

盲導犬、聴導犬、介助犬に対する理解促進を図っていきます。

6-4-2 車いす・白杖等に対する理解促進

視覚障害者が使用している白杖、身体障害者が使用している車いす等、障害者が移動・外出等に使用しているアイテムについて周知するとともに理解促進を図っていきます。

6-4-3 福祉教育の推進

福祉教育を目的として施設等と市内の学校との交流を推進します。

6-4-4 障害の理解・啓発

精神障害者への社会的理解の啓発のため講演会の開催を検討します。

前期計画の重点施策について

かすみがうら市障害者計画(前期計画)は、6つの基本の目標のもとで、施策の方向、事業を位置づけてきました。そのうち以下6項目については、「重点施策・事業」として取り組んできました。

ここでは、「重点施策・事業」の状況から、今後の課題を検討します。

(1) 早期療育体制の確立

乳幼児健診事業等での相談体制や障害児保育の充実、特別支援教育との連携、各種療育機関の連携等7つの方針により、早期療育体制の確立を目指してきました。

「障害児の早期発見・早期対応」についてのアンケート結果(18歳未満)では、満足0%、ほぼ満足8.1%で合計満足度は8.1%です。一方、やや不満10.8%、不満43.2%で合計不満度は54.0%です。点数化した評点結果は、マイナス89点です。また、「障害児の療育・教育」についての満足度は8.1%、不満度は72.9%、評点はマイナス113点です。

早期発見・早期療育体制の確立を含めて障害のある児童に関わる施策については、全般的に、今後とも重点施策として取り組んでいくことが重要な課題となっています。

(2) 精神保健福祉の充実

こころの相談事業の充実をはじめ、グループホーム等の利用促進、地域活動支援センター事業の充実、精神障害の理解についての啓発など5つの方針により、精神保健福祉事業の充実を目指してきました。

「こころの病の予防・支援対策」についてのアンケート結果(精神障害者)は、満足2.6%、ほぼ満足9.1%で合計満足度は11.7%です。やや不満11.7%、不満18.2%で合計不満度は29.9%です。評点はマイナス34点です。

特にうつ病などのこころの病は、今日、だれでもかかりうる可能性のある病気となっており、今後も引き続き、地域の相談体制の強化とともに、精神障害者の地域生活を支援する対策の充実を図る必要があります。

(3) 地域生活への移行支援

障害福祉計画の主要な課題の一つである施設入所者等の地域生活への移行促進のために、4つの方針のもとで、地域の受け皿としてグループホームやケアホームの整備、地域生活を円滑にできるようにバリアフリーのまちづくりなどの施策を推進してきました。

「バリアフリーのまちづくり」についてのアンケート結果では、満足1.5%、ほぼ満足3.7%で合計満足度は5.2%、やや不満12.4%、不満16.3%で合計不満度28.7%です。評点はマイナス38点です。また、「交通・移動手段の確保」については、満足1.5%、ほぼ満足6.9%で合計満足度は8.4%、やや不満10.0%、不満19.6%で合計不満度は29.6%です。評点はマイナス39点です。

第2期障害福祉計画では、平成17年度の施設入所者75人（基準値）から、平成23年度入所者数を65人と見込み、目標値は10人減少でしたが、実際の平成23年度入所者数は57人です。

今後も特にグループホームやケアホーム等の整備を図り、地域生活を望む障害のある人の自立を促進するようにまちづくりを推進することが重要です。

(4) 障害者の雇用機会の拡大

働く意欲のある障害のある人の雇用・就労は、障害者自立支援法の最も重要な課題の一つとして位置づけられており、地域においても対策の強化充実が求められていました。本市においても、5項目の方針を設定して、ハローワークや県機関等との連携を根幹として、就労移行支援事業や就労継続支援事業、地域活動支援センターの活動など各種の事業を推進してきたところです。

「就労支援と雇用の場の確保」についてのアンケート結果は、満足0.7%、ほぼ満足4.5%で合計満足度は5.2%、やや不満6.4%、不満12.8%で合計不満度は19.2%です。評点はマイナス26点です。

一方、ハローワーク土浦管内においても雇用率達成企業数の割合の減少など、雇用をめぐる情勢はたいへん厳しいものがあります。今後も、障害のある人の就労支援事業の充実とともに、行政・学校やハローワーク等との関係機関の連携、情報交流等の推進、企業の協力を得る活動の展開が求められます。

(5) 地域活動支援センターの有効活用

地域活動支援センターは、地域生活支援事業の一環ですが、障害のある人の地域生活を促進する拠点施設として位置づけて、特に重点をおいて整備を図ってきたところです。

現在、Ⅰ型センター（20人以上対象、広域対応）が1か所、Ⅱ型センター（15人以上対象、広域対応）が1か所、Ⅲ型センター（10人以上対象）が1か所などの整備状況となっています。

(6) 地域福祉センターの有効活用

高齢者福祉・児童福祉対象の施設として、平成20年度にユニバーサルデザインに基づく設計で整備され、障害のある人にとっても有効活用できる施設として位置づけられています。

第 5 章

障害福祉計画

1 整備目標の設定

かすみがうら市第2期障害福祉計画では、厚生労働大臣の「基本指針」に基づき、施設入所者等の地域生活への移行や就労促進のために、平成23年度に向けた数値目標を掲げて事業を推進してきました。

第3期計画においては、次のとおり、数値目標を掲げて各種の事業を推進します。

(1) 施設から地域生活への移行

国の方針

施設から地域生活への移行について、「基本指針」における国の方針は、次の2項目です。

- 平成17年度施設入所者数の3割以上が、平成26年度末に地域生活へ移行するものとする。
- 平成26年度における施設入所者数を平成17年度の入所者数の1割以上削減すること。

当市の目標

平成23年度における施設入所者数は65人、今後、平成26年度までに、新規の施設入所者数は12人、第3期計画期間中の地域生活移行者数を14人と見込むと、差し引きして平成26年度の施設入所者数は63人と見込まれます。

平成26年度における平成17年度からの削減数は、12人で、削減率は16.0%です。

また、平成17年度からの地域生活への移行数は、第2期までの移行数が10人(75人-65人)、第3期期間中の移行数が14人で合計24人が累積移行数となっており、移行率は32%です。

項目	人	考え方
平成17年度施設入所者 A	75	削減基準値
平成20年度末の施設入所者 B	70	平成20年10月1日現在
平成23年度施設入所者 C	65	施設入所支援利用者数(23年度末見込み, 旧体系は0とする)
平成26年度新規入所者見込み D	12	平成26年度末までに新たに施設入所支援が必要となる人数
第3期中(24年度から26年度まで)の施設から地域生活へ移行者見込み E	14	CH, GH, 一般住居へ
平成26年度施設入所者見込み $F = C + D - E$	63	平成26年度施設入所支援利用者見込み
第3期計画の削減目標値 $A - F$	12	平成26年度における見込み量 削減率 16.0%
平成17年度からの地域生活への移行数 (累積) $A - C + E$	24	累積移行率 32%

目標達成のための留意事項

この削減目標数を達成するためには、グループホームやケアホームの整備に加えて、一般住居における自立生活を支援する体制づくりが求められます。

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

入院中の精神障害者のうち、地域において受け入れ条件等が整備されれば退院可能とされる精神障害者の減少を目指して、必要なサービスの充実に努めます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

国の方針

福祉施設から一般就労への移行について、国の方針は次の 3 項目です。

- 福祉施設の利用者のうち平成 26 年度における一般就労への移行者数を、平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすること。
- 平成 26 年度における福祉施設の利用者のうち 2 割以上が就労移行支援事業を利用するものとする。
- 就労継続支援事業の利用者のうち 3 割は就労継続支援事業（A 型）を利用するものとする。

当市の目標

1) 一般就労への移行者数目標

項目	人	考え方
平成 17 年度の一般就労への移行者数	2	
平成 26 年度における目標数	8	17 年度の 4 倍

平成 26 年度までの一般就労移行者数目標を 8 人とします。

2) 就労移行支援事業利用者数目標

項目	人	考え方
平成 26 年度における福祉施設利用者数	86	居住系サービスの利用者計
平成 26 年度における就労移行支援事業利用者数見込み	19	利用者率 22.1%

平成 26 年度の就労移行支援事業利用者数を 19 人、利用者率 22.1% を目標とします。

注：国の方針では、平成 17 年度時点での福祉施設利用者数に対する平成 26 年度時点の就労移行支援事業の利用者数の割合ですが、平成 17 年度基準値が不明のため、ここでは、便宜上、上のおりの目標値とします。

3) 就労継続支援事業利用者目標

項目	人	考え方
平成 26 年度における就労継続支援事業の利用者数見込み	28	A 型+B 型
上記のうち A 型の利用者数見込み	2	利用者率 7.1%

平成 26 年度の就労継続支援事業利用者数計 28 人、そのうち A 型利用利

利用者数2人、利用者率7.1%を目標とします。

目標達成のための留意事項

就労移行支援事業及び就労継続支援事業等の就労支援サービスを充実することを基本として、ハローワーク等との連携により一般就労を促進することが必要です。

また、福祉施設等における工賃増額対策の支援、官公需の受注機会の拡大等を含めて、障害のある方の就労・雇用状況の全般的な改善を図ることが必要です。

2 障害福祉サービスの見込み

障害福祉サービス等については、厚生労働大臣の「基本指針」に基づく「1 整備目標の設定」の目標数値を達成できるようにすることを基本に見込みます。その上で、これまでのサービスごとの利用者数及び利用量の実績を踏まえて、計画期間中の適切なサービス量を見込みます。

1) 訪問系サービスの充実

自立支援給付のうち訪問系サービスは、在宅で訪問を受けて利用する介護給付で、次の5種類のサービスです。このうち同行援護は、平成23年10月1日施行の新設サービスです。

サービス名	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	移動に著しく困難のある重度の視覚障害者の外出時に同行し、移動の支援を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等 包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

①居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

区分		単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26
居宅介護	実利用者数	人/月	16	17	17	18	20	22
	延利用時間	時間/月	189	202	215	218	242	266
重度 訪問介護	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	延利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0
同行援護	実利用者数	人/月				1	1	1
	延利用時間	時間/月				30	30	30
行動援護	実利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
	延利用時間	時間/月	0	0	0	20	20	20
重度障害者 等包括支援	実利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
	延利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0

注:実績値は各年度10月分、平成23年度は9月分

居宅介護の利用者数利用時間ともに増加傾向にあるため、平成26年度

には利用者数 22 人、利用時間計 266 時間を見込みます。行動援護は第 2 期において利用者はありませんでしたが、平成 26 年度に利用者数 1 人、利用時間 20 時間を見込みます。

また、新設の同行援護は、重度視覚障害者対象の移動支援のサービスですが、平成 26 年度には 1 人、利用時間 30 時間を見込みます。

【サービス見込み量の確保方策】

訪問系サービスは、障害のある方の地域生活を支える基本事業として位置づけられています。サービス見込み量の確保とともに、サービスの質の向上を図り、事業者に対し、技術・知識の向上を目的とした情報提供や支援を行います。

2) 日中活動系サービスの充実

日中活動系サービスは、施設等で昼間の活動を支援するサービスのことで、介護給付と訓練等給付に区分されます。介護給付は、生活介護、療養介護、短期入所です。訓練等給付は、自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A 型、B 型）です。

なお、児童デイサービスについては、平成 24 年度から自立支援給付より児童福祉法に基づく放課後等デイサービスや保育所等訪問支援などに組み替え位置づけられました。

サービス名	サービス内容
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。(機能訓練と生活訓練があります。)
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(A 型＝雇用契約を結ぶ型、B 型＝雇用契約を結ばない型があります。)
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

生活介護

区分	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26
利用者数	人/月	56	76	75	76	77	78
延利用日数	日/月	1,129	1,599	1,533	1,564	1,584	1,605

生活介護の利用者は増加傾向にあり、今後も引き続き増加するものとみて、平成26年度の利用者は78人、利用日数は1,605日と見込みます。

自立訓練

区分	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
機能訓練	利用者数	人/月	1	0	1	1	1	2
	延利用日数	日/月	20	0	20	20	20	40
生活訓練	利用者数	人/月	17	20	14	16	17	18
	延利用日数	日/月	298	374	156	259	275	292

機能訓練のこれまでの利用者はわずかですが、平成26年度には2人、利用日数を40日と見込みます。

生活訓練のこれまでの利用者は、幾分減少傾向にあり、今後も大幅な増加は見込まれないため、平成26年度においては、利用者18人、利用日数292日を見込みます。

就労移行支援

区分	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26
利用者数	人/月	13	19	17	17	18	19
延利用日数	日/月	246	368	278	309	327	345

年度により利用者増減はありますが、今後、地域移行者や就労希望者の利用などを勘案し、やや増加するものとみて、平成26年度には利用者19人、利用日数345日を見込みます。

就労継続支援

区分	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
A型	利用者数	人/月	1	1	1	1	1	2
	延利用日数	日/月	23	23	22	23	23	46
B型	利用者数	人/月	10	11	20	22	24	26
	延利用日数	日/月	169	196	372	396	432	468

第2期のA型（利用者と雇用者が雇用契約を結ぶ）の利用者は1人でしたが、今後もほぼ同様とみて、平成26年度に利用者2人、利用日数46日を見込みます。

B型（雇用契約を結ばない）は第2期計画期間中、増加しており、今後も引き続き増加するものとみて、平成26年度には26人、利用日数468日を見込みます。

療養介護

区分	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
延利用日数	日/月	0	0	0	31	31	31

第2期期間中の利用者はありませんでしたが、平成24年度から利用者1人を見込みます。

短期入所

区分	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26
利用者数	人/月	11	10	11	12	13	14
延利用日数	日/月	105	76	135	120	130	140

月間およそ10人前後の利用者でしたが、今後やや増加するものとみて、平成26年度には利用者14人、140日を見込みます。

【サービス見込み量の確保方策】

事業所の運営を円滑に行えるように情報提供の充実に努めるとともに、市内事業所間の連携及び情報交流の促進を図ります。

障害福祉圏域内の近隣市町と連携して広域的な供給体制についても考慮して、サービス量の確保に遺漏のないように努めます。

1) 居住系サービスの充実

居住系サービスは、訓練等給付の共同生活援助（グループホーム）、介護給付の共同生活介護、施設入所支援で、住まいの場で受けるサービスです。

サービス名	サービス内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
共同生活介護 (ケアホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

共同生活援助・共同生活介護

区分	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26
共同生活援助 (利用者)	人/月	4	6	5	6	7	8
共同生活介護 (利用者)	人/月	11	11	13	13	14	15

共同生活援助、共同生活介護いずれも増加傾向にあります。今後は、施設等からの地域移行者などもあわせて勘案して、平成26年度には、共同生活援助8人、共同生活介護15人を見込みます。

施設入所支援

区分	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26
施設入所支援 (利用者)	人/月	42	58	57	65	64	63

施設入所支援の利用者は、旧法施設の新体系への移行が平成23年度に完了としていましたが、第2期においては、やや増加傾向でした。今後は、地域生活への移行促進に伴い、減少していくものとみられますが、他方、新規入所者等についても勘案して、平成26年度には、63人の利用者を見込みます。

【居住系サービスの確保方策】

地域生活への移行促進を図るため、とりわけ共同生活援助及び共同生活介護の見込み量については、近隣市町等との連携により、供給確保に努めます。

3 地域生活支援事業の見込み

障害者自立支援法では、障害のある方の地域での生活をより効果的に支援するために、コミュニケーションや外出支援、日中の一時的な支援や各種の生活支援に加えて、相談支援事業等地域の実情に応じて市町村が実施する地域生活支援事業等を位置づけています。

当市においては、引き続き以下のとおり事業を実施します。

1) 地域生活支援事業（必須事業）

①相談支援事業

サービス名	サービス内容
相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、権利擁護のために必要な援助を行い、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援します。
指定相談支援（サービス利用計画作成）	障害福祉サービス及び地域相談支援を利用する人に対して、サービス利用計画を作成します。

区 分		単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26
相談支援事業		か所	3	3	3	3	3	3
計画相談	計画相談支援	人/月				201	212	222
	地域移行支援	人/月				1	2	2
	地域定着支援	人/月				0	0	0

相談支援事業については、継続して平成 24 年度以降においても 3 か所で実施します。

計画相談支援は、従来のサービス利用計画作成支援業務のことで、第 3 期においては、対象者が大幅に増加するものとし、平成 26 年度には 222 人を見込みます。また、計画相談のうち地域移行支援は平成 26 年度に 2 人を見込みます。

【相談支援事業の確保方策】

継続して 3 か所の事業所に委託して、相談支援事業を実施します。特に、計画相談については、実施体制の整備に努めます。

コミュニケーション支援事業

サービス名	サービス内容
コミュニケーション支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障害者等に対し、手話通訳者・要約筆記者の派遣や行政窓口等への手話通訳者の設置により、障害者等との意思疎通を仲介し、コミュニケーションの円滑化を図ります。

区分	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26
コミュニケーション支援事業	時間/年	28	46	26	34	35	36
手話通訳者派遣事業	件/年	7	12	10	10	11	12
要約筆記者派遣事業	件/年	0	1	0	1	1	1

コミュニケーション支援事業は、第2期期間中増減がありますが、今後は幾分増加傾向にあるものとみて、平成26年度には、手話通訳者派遣事業を年間12件、要約筆記者派遣事業1件を見込みます。

【コミュニケーション支援事業の確保方策】

茨城県聴覚障害者協会に手話通訳者等の派遣を依頼して、サービス量を確保します。

日常生活用具給付事業

サービス名	サービス内容
日常生活用具給付事業	重度障害を補い、障害者の日常生活がより円滑に送れるように支援するため、障害の種類及び程度に応じて、日常生活に欠くことができない用具を給付します。

区分	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26
日常生活用具給付事業	件/年	831	842	853	867	893	920

日常生活給付事業は増加傾向にあるため、平成26年度には920件を見込みます。

【日常生活用具給付事業の確保方策】

利用者ニーズの把握に努め、適正なサービス量を確保します。

移動支援事業

サービス名	サービス内容
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出が円滑にできるよう、移動を支援します。

区分	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26
移動支援事業	実人数	5	3	4	5	6	7
	件/年	236	293	299	345	414	483

移動支援事業は、第3期においてはやや増加するものとみて、平成26年度には7人の利用を見込みます。

【移動支援事業の確保方策】

ガイドヘルパーの資質・技術向上を図り、適正なサービス量を確保します。

地域活動支援センター事業

サービス名	サービス内容
地域活動支援センター事業	<p><基礎的事業> 基本事業として創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の支援を行うものです。</p> <p><機能強化事業> 基礎的事業に加え、センターの機能や体制を充実強化する事業を実施し、地域生活支援の促進を図ります。事業形態として、機能強化の内容により3つの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型）を設けます。</p>

区分	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26
地域活動支援センター事業	①基礎的事業	か所	3	3	3	3	3
	②機能強化事業						
	地域活動支援センターⅠ型	か所	1	1	1	1	1
	同Ⅱ型		1	1	1	1	1
同Ⅲ型	1		1	1	1	1	

地域活動支援センター事業は、第2期に引き続き、基礎的事業3か所、機能強化事業Ⅰ型～Ⅲ型各1か所を見込みます。

【地域活動支援センター事業の確保方策】

継続して3か所の事業所に委託して、事業実施か所を確保します。

2) 地域生活支援事業（任意事業）

サービス名	サービス内容
更生訓練費給付事業	施設に入所し、更生訓練を受けている方に対し、職業訓練等に必要 な文房具、参考書等を購入する費用を支給します。
施設入所者就職 支度金支給事業	施設に入所または通所してい方が訓練を終了し、就職等により自立 するにあたり就職支度金を支給します。
日中一時支援事 業	障害のある人の日中における活動の場所を確保し、日常的に介護し ている家族の就労支援、一時的な休息を図ります。
在宅障害者一時 介護事業	在宅の障害のある人や児童を家族の就労支援や一時的な休息を支 援するため、在宅で介護します。
自動車運転免許 取得・改造助成 事業	身体障害者の自動車運転免許取得費用や自動車改造費用につい て助成し、就労及び社会参加を支援します。
訪問入浴サービ ス事業	入浴に介助を必要とする在宅で重度の障害のある人に対し、その居 宅を訪問し浴槽を提供し入浴の介護を行います。

区 分	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26
更生訓練費給付事業	実人数	4	1	0	1	1	1
施設入所者就職支度金支給 事業	実人数	0	0	0	1	1	1
日中一時支援事業	実人数 時間/年	29 4,327	34 4,844	44 7,700	45 7,931	46 8,169	47 8,414
在宅障害者(児)一時介護事 業	延人数 時間/年	88 611	103 465	96 355	98 487	100 496	102 506
自動車運転免許取 得・改造助成事業	免許 改造	件/年 1	0 2	1 0	1 1	1 1	1 1
訪問入浴サービス事業	実人数 回/年	1 19	0 0	0 0	1 48	1 48	1 48

更生訓練費給付事業は、平成 24 年度以降 1 人を見込みます。

施設入所者就職支度金支給事業は、第 2 期の実績はありませんでしたが、平成 24 年度以降 1 人を見込みます。

日中一時支援事業は利用者・利用時間ともに増加傾向にあるため、今後
も増加するものとみて、平成 26 年度には 47 人、8,414 時間を見込みます。

在宅障害者(児)一時介護事業については、年度により増減がありますが、
今後も増加傾向にあるものとみて、平成 26 年度には 102 人、506 時
間を見込みます。

自動車運転免許取得・改造助成事業は、平成 26 年度に、免許助成、改
造助成それぞれ 1 件を見込みます。

訪問入浴サービス事業は、平成 24 年度以降 1 人の利用者、年間 48 時間
を見込みます。

3) 補装具費支給事業

補装具費の支給事業は、地域生活支援事業ではありませんが、障害のある人の生活を支援する重要な自立支援給付事業の一つであるため、ここでサービス量を見込みます。

サービス名	サービス内容
補装具費給付	補装具の購入又は修理が必要な障害者等に、その費用として補装具費を支給します。

区分	単位	H21	H22	H23	H24	H25	H26
補装具費給付事業	件/年	108	93	100	102	104	106

補装具費給付（交付・修理計）事業については100件前後で推移していますが、今後は微増とみて、平成26年度に106件を見込みます。

【地域生活支援事業（任意事業）及び補装具費支給事業の確保方策】

日中一時支援事業、在宅障害者（児）一時介護事業及び訪問入浴サービス事業は、継続して委託事業者を確保し、サービス量の確保に努めます。

また、更生訓練費給付事業及び自動車運転免許取得・改造助成事業は、適正な給付を図ります。

補装具費支給事業は、利用者のニーズに適切に対応できるように図ります。